

国立研究開発法人国立環境研究所職員給与規程

平成18年4月1日	平18規程第10号	平成19年3月30日	一部改正
平成19年12月3日	一部改正	平成20年11月12日	一部改正
平成21年3月11日	一部改正	平成21年6月16日	一部改正
平成21年12月4日	一部改正	平成22年4月12日	一部改正
平成22年12月3日	一部改正	平成23年3月31日	一部改正
平成24年3月30日	一部改正	平成25年1月11日	一部改正
平成25年3月8日	一部改正	平成25年11月1日	一部改正
平成26年1月10日	一部改正	平成26年3月14日	一部改正
平成26年12月5日	一部改正	平成27年3月13日	一部改正
平成28年2月1日	一部改正	平成28年3月31日	一部改正
平成28年12月1日	一部改正	平成28年12月26日	一部改正
平成29年3月23日	一部改正	平成29年12月8日	一部改正
平成30年3月15日	一部改正	平成30年11月9日	一部改正
平成30年11月16日	一部改正	平成31年1月30日	一部改正
平成31年3月26日	一部改正	令和元年6月25日	一部改正
令和元年12月12日	一部改正	令和2年1月27日	一部改正
令和2年12月9日	一部改正	令和3年3月24日	一部改正
令和3年6月17日	一部改正		

目次

- 第1章 総則（第1条—第11条）
- 第2章 職員等の俸給（第12条—第18条）
- 第3章 諸手当
 - 第1節 職責手当（第19条）
 - 第2節 初任給調整手当（第20条）
 - 第3節 扶養手当（第21条—第22条）
 - 第4節 地域手当（第23条）
 - 第5節 広域異動手当（第23条の2）
 - 第6節 研究手当（第24条）
 - 第7節 住居手当（第25条—第31条）
 - 第8節 通勤手当（第32条—第43条）
 - 第9節 単身赴任手当（第44条—第49条）
 - 第10節 特殊勤務手当（第50条）
 - 第11節 寒冷地手当（第50条の2—第50条の3）
 - 第12節 超過勤務手当（第51条）
- 第4章 賞与
 - 第1節 期末手当（第52条—第55条）
 - 第2節 業績手当（第56条）
 - 第3節 任期付職員業績手当等（第57条）
- 第5章 給与の特例等（第58条—第64条）
- 第6章 規程の実施（第65条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は国立研究開発法人国立環境研究所職員就業規則（平18規程第2号。以下「職員就業規則」という。）第41条及び国立研究開発法人国立環境研究所任期付職員就

業規則（平 18 規程第 3 号。以下「任期付職員就業規則」という。）第 41 条の規定に基づき、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）の職員及び任期付職員（以下「職員等」という。）の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。

（給与の体系）

第 2 条 職員等の給与は、俸給、諸手当及び賞与とする。

- 2 職員の諸手当は、職責手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、寒冷地手当及び超過勤務手当とし、任期付職員の諸手当は、職責手当、地域手当、広域異動手当、研究手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、寒冷地手当及び超過勤務手当とする。
- 3 職員の賞与は、期末手当及び業績手当、任期付職員の賞与は期末手当及び任期付職員業績手当とする。

（重複給与の禁止）

第 3 条 職員等が研究所において他の職を兼ねる場合は、これに重複して給与を支給することはできない。

（給与の支給）

- 第 4 条 職員等の給与は、その全額を通貨で、直接職員等に支払うものとする。ただし、法令又は労使協定に基づき職員等の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員等に支払うべき給与の金額から控除して支払うものとする。
- 2 職員等が労使協定に基づき給与の全部又は一部につき自己の口座への振込を申し出た場合は、その方法によって支払うことができる。

（給与の支給日）

- 第 5 条 俸給並びに職責手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び寒冷地手当は、その月額的全額を毎月 16 日に、特殊勤務手当、及び超過勤務手当は、その月の分を翌月 16 日に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは、支給定日の翌日（その日が休日に当たるときは、支給定日の翌々日）に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日（その日が休日に当たるときは支給定日の翌々日）に支給する。
- 2 期末手当は、6 月 30 日及び 12 月 10 日に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。
- 3 業績手当は、6 月 30 日及び 12 月 10 日に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。
- 4 任期付職員業績手当は、6 月 30 日に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。

（俸給の支給）

- 第 6 条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇格、降格、昇給及び減額により、俸給月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。
- 2 職員等が退職した場合（次項に掲げる場合を除く。）には、その日までの俸給を支給する。
- 3 職員等が死亡により退職した場合には、その月までの俸給を支給する。
- 4 第 1 項又は第 2 項の規定より、俸給を支給した場合であって、その月の初日から支給するとき以外のときは、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、その月の現日数から職員就業規則第 22 条及び任期付職員就業規則第 22 条に規定する所定休日（以下「所定休日」という。）を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

- 5 第4項の規定は、第19条に規定する職責手当、第20条に規定する初任給調整手当、第23条に規定する地域手当、第23条の2に規定する広域異動手当及び第24条に規定する研究手当の支給について準用する。

(給与の期間)

第7条 給与の期間は一の月の初日から末日までとする。

(給与の即時払)

第8条 第5条の規定にかかわらず、理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、本人又は権利者の請求があった場合は、速やかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときは、この限りでない。

- 一 本人が死亡したとき。
- 二 退職（前号に規定する場合を除く。）したとき。

2 前項の権利者とは、死亡当時の本人の収入により生計を一にしていた者のうち、次の順位とする。

- 一 配偶者
- 二 子
- 三 父母
- 四 孫及び祖父母
- 五 その他これらに準ずる者

(非常時払)

第9条 理事長は、職員等が次の各号のいずれかに該当する場合において、本人の請求があったときは、第5条に規定する支給定日の前であっても既往の労働に対する給与を支払う。

- 一 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産又は葬儀の費用にあてるとき。
- 二 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気、災害の場合の費用にあてるとき。
- 三 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてるとき。
- 四 その他理事長が特に必要と認めたとき。

(労働1時間当たりの給与額)

第10条 第51条、第58条及び第61条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給、職責手当並びにこれらに対する地域手当、広域異動手当、研究手当及び初任給調整手当の月額合計額を当該年度の一月当たりの平均所定時間数で除して得た額とする。

(端数の処理)

第11条 第6条第4項の規定による日割計算及びその他により給与の額に、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- 2 前条の規定による勤務1時間当たりの給与額は、前条の規定による超過勤務1時間当たりの額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。
- 3 一の給与期間の時間外労働、休日労働、休日又は休日以外の日における深夜労働（午後10時から午前5時までの間の労働）の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合は、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げるものとする。
- 4 一の給与期間の欠勤の時間数、育児部分休業の時間数、介護部分休業の時間数及び介護時間数の合計に1時間未満の端数がある場合は、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げるものとする。

第2章 職員等の俸給

(俸給)

第12条 職員の受ける俸給は、所定の勤務時間による勤務に対する報酬であって、職務の複雑困難及び責任の度に基づき、任期付職員の俸給は、所定の勤務時間による勤務に対する報酬であって、その研究業務等に基づき、それぞれ俸給表において定める級及び号俸により決定する。

2 俸給表の種類は、以下に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

職員俸給表（別表第1）

任期付職員俸給表（別表第2）

(初任給)

第13条 新たに採用する職員の俸給は、その者の学歴、免許、資格、職務経験等及び他の職員との権衡を考慮して決定する。

(人事交流者の俸給)

第14条 人事交流その他により、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）の適用を受けていた者（以下「旧法適用職員」という。）を採用する場合の職務の級は、次の表に掲げるとおりとし、給与法適用職員で次の表にない俸給表の適用を受けていた者を採用する場合の職務の級は、他の職員との権衡を考慮して決定する。

職員 給与表	給与法 行政職俸給表（一）	給与法 研究職俸給表
6級	10級（理事長が別に定めた場合に限る。）	6級（理事長が別に定めた場合に限る。）
5級	8級、9級及び10級	5級及び6級
4級	6級及び7級	4級
3級	4級及び5級	3級
2級	3級及び4級	2級
1級	1級及び2級	1級

2 前項の規定により決定した給与法適用職員の号俸は、職員となった前日に適用を受けていた号俸の額の号俸とする。ただし、同じ額の号がないときは、直近上位の額の俸給額の号俸とする。

3 前2項の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認めるときは、給与法適用職員の職務の級及び号俸について、他の職員との権衡を考慮して決定することができる。

4 人事交流その他により、給与法適用職員以外の者を採用する場合の職務の級及び号俸は、他の職員との権衡を考慮して決定する。

(昇格)

第15条 理事長が勤務成績が良好であると認めた職員は、1級上位の級に昇格させることができる。

2 職員を昇格させる場合におけるその者の号俸は、その者が昇格した日の前日に受けていた号俸に対応する別表第4に定める昇格時号俸対応表の昇格後の号俸欄に定める号俸とする。

3 前2項の昇格は、毎年4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日に行う。

4 給与法適用職員を昇格させる場合におけるその者の号俸は、前3項の規定にかかわらず、他の職員との権衡を考慮して決定する。

5 人事交流その他により採用された者の昇格は、前3項の規定にかかわらず、理事長が必

要と認める場合に行うことができる。

(降格)

第16条 職員就業規則第55条第3号の規定により降格させた場合における号俸は、降格した日の前日に受けていた号俸と同じ額の号俸(同じ額の号俸がないときは、直近下位の額の号俸)とする。

(昇給)

第17条 職員の昇給は、次条に定めるものを除き、毎年7月1日(以下「昇給日」という。次項に定める昇給を行う日についても同様。)に、その者の勤務成績に応じて行うものとする。

2 給与法の適用を受けていた者が、人事交流等により採用され職員となった者(職員等が復帰を前提に理事長の要請により退職し、国の機関等において出向先の業務に従事した後、復帰した者は除く。)については、前項の規定にかかわらず、毎年1月1日に、その者の勤務成績に応じて、行うことができる。

3 職員の勤務成績の判定は、国立研究開発法人国立環境研究所職務業績評価規程(規程第10号。以下「職務業績評価規程」という。)により行うものとし、職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下「昇給区分」という。)は、その者の勤務成績に応じ、当該職員が各号に掲げる職員のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分により決定するものとする。

一 勤務成績が極めて良好である職員 A

二 勤務成績が特に良好である職員 B

三 勤務成績が良好である職員 C

四 勤務成績がやや良好でない職員 D

五 勤務成績が良好でない職員 E

4 第1項又は第2項の規定による昇給の号俸数は、昇給区分に応じて別表第5(第19条第1項第1号の適用を受ける職員、環境情報部長及び監査室長(以下「ユニット長」という。)にあっては別表第6)に定める昇給号俸数表に定める号俸数とする。

5 4月1日時点で55歳以上の職員(以下「55歳以上の職員」という。)に係る第1項又は第2項の規程による昇給の号俸数は、前項の規定にかかわらず、別表第7に定める昇給号俸数表に定める号俸数とする。

6 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前3項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分により決定するものとする。

一 職務業績評価規程で定める職務業績評価の対象期間(当該対象期間の中途において新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日から終了日までの期間。次号において同じ。)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員(第3項第5号に掲げる職員に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。) D

二 対象期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 E

7 前項の規定により給与区分を決定することとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不適當であると認められるときは、当該昇給区分より上位の昇給区分に決定することができる。

8 第6項各号の期間には、職員就業規則第26条の規定による年次有給休暇の期間、同規則第29条第1項の規定による特別休暇の期間、同規則第30条に規定する病気休暇(業務上又は通勤による負傷及び疾病による病気休暇に限る。)の期間、同規則第32条の規定による育児時間の期間、同規則第34条、第37条第1項、第38条第1項、第39条第1項、又は第40条第1項の規定により勤務しなかった期間、国立研究開発法人国立環境研究所職員人事規程(平18規程第5号。以下「職員人事規程」という。)第21条第1項第1号(業務上若しくは通勤による負傷若しくは疾病によるのに限る。)同項第3号及び第4号の休職(当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により、職員が

業務上の災害若しくは通勤による災害を受けたと認められる場合に限る。)により勤務しなかった期間並びに育児休業、介護休業等に関する規程(平18規程第8号。以下「育児休業、介護休業規程」という。)第4条に規定する育児休業(職務業績評価対象期間の全期間において勤務しなかった場合を除く)、同規程第11条に規定する育児部分休業、同規程第15条に規定する介護休業、同規程第20条に規定する介護部分休業及び同規程第22条の2に規定する介護時間により勤務しなかった期間を除く。

- 9 第6項第1号の対象期間の6分の1に相当する期間の日数及び同項第2号の基準期間の2分の1に相当する期間の日数は、所定休日を除いた現日数の6分の1又は2分の1の日数(その日数は1日未満の端数があるときは、これを1日に切り上げた日数)とする。7時間45分をもって1日と換算し、換算の結果を合計した後に1日未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。
- 10 前年の昇給日後に新たに職員となった者(第14条各項の適用を受けた者及び任期付職員)の昇給の号俸数は、第4項及び第5項の規定にかかわらず、各項の規程による号俸数に相当する数に、その者の新たな職員となった日から昇給日の前日までの期間の月数(一月未満のは端数があるときは、これを一月とする。)を十二月で除した数を乗じて得た数(一月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号俸数とする。
- 11 前3項の規定による号俸数が零となる職員は、昇給しない。
- 12 第14条第1項の適用を受けた職員にあっては、前項までの規定によるもののほか、理事長が必要と認める場合に昇給を行うことができる。
- 13 第4項、第5項、第10項又は第12項の規定による昇給の号俸数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高号俸の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号俸の号数を減じて得た数に相当する号俸数を超えることとなる職員の昇給の号俸数、同項の規定にかかわらず、当該相当する号俸数とする。

(特別の場合の特別昇給)

- 第18条 勤務成績良好な職員が生命をとして職務を遂行し、それらにより危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合には、前条の規定にかかわらず、4号俸上位の号俸に昇給させることができる。ただし、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号俸の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号俸の号数を減じて得た数に相当する号俸数が4号俸に満たない場合の昇給の号俸数は、当該相当する号俸数とする。
- 2 前項の昇給期間は、退職又は死亡の日とする。

第3章 諸手当

第1節 職責手当

(職責手当)

- 第19条 職責手当は、管理又は監督の地位にある次の各号に掲げる職員等に支給する。
 - 一 企画部長、連携推進部長、総務部長、地球システム領域長、資源循環領域長、環境リスク・健康領域長、地域環境保全領域長、生物多様性領域長、社会システム領域長、気候変動適応センター長及び福島地域協働研究拠点長
 - 二 企画部次長、環境情報部長、監査室長、副領域長、気候変動適応副センター長、プログラム総括、地球環境研究センター長、衛星観測センター長、基盤計測センター長、エコチル調査コアセンター長、エコチル調査コアセンター次長、研究グループ長及び上級主席研究員
 - 三 企画部及び連携推進部の室長、主席企画連携主幹、総務部の課長、研究実施部門の室長(研究事業室長を除く。)、分室長、福島地域協働研究拠点総務企画課長及び主席研究員
 - 四 企画連携主幹、研究調整主幹、環境情報部の室長、研究事業室長、主幹研究員及び主

任研究員

- 2 前項各号に規定する役職を占める職員に支給する職責手当額は、当該職員の属する職務の級（第12条第2項に規定する任期付職員俸給表の適用を受ける任期付職員のうち、招へい型任期付職員にあつては5級、テニユアトラック型任期付職員にあつては3級、特定業務任期付職員にあつては他の職員との権衡を考慮して定めた職務の級）及び当該役職に係る前項各号の規定による区分に応じ、別表第8との職責手当額表に定める額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認めるときは、第1項各号に掲げる職員等に、職務の状況等に基づき、別に定める職責手当の額（前項に定める職責手当の額に限る。）を支給することができる。
- 4 職責手当を受ける職員等が月の初日から末日までの間、全日数にわたり勤務しなかった場合（業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働災害補償法（昭和22年法律第5号。以下「労災保険法」という。）第7条第1項第2号に規定する通勤による負傷若しくは疾病により、承認を得て勤務しなかった場合を除く。）は、職責手当は支給しない。
- 5 一の給与期間の中途において、職責手当の有無が生じた場合又は変更となった場合は、第6条第4項の規定を準用する。

第2節 初任給調整手当

（初任給調整手当）

- 第20条** 医学、歯学又は獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職員（医師法に規定する医師免許証、歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師免許証又は獣医師法（昭和24年法律第186号）に規定する獣医師免許証を有する者に限る。）には、別表第9により月額50,800円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。ただし、前条第1項1号に規定する職責手当を支給する職員については支給しない。
- 2 前項の場合において、大学（旧専門学校令による専門学校等で理事長が認めるものを含む。）卒業の日からそれぞれ前項に規定する職員として採用された日又は前項に規定する職員以外の職員として採用された後、前項に規定する職員となった日までの期間が4年（臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。）に対する同表の適用については、前項に規定する職員として採用された日又は前項に規定する職員以外の職員として採用された後、前項に規定する職員となった日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

第3節 扶養手当

（扶養手当）

- 第21条** 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、職務の級が6級の職員に対しては支給しない。
- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。
 - 一 配偶者
 - 二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - 三 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫及び弟妹
 - 四 満60歳以上の父母及び祖父母

五 重度心身障害者

- 3 前項の扶養親族には、次に掲げる者は含まれないものとする。
 - 一 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者
 - 二 年額 1,300,000 円以上の恒常的な所得があると見込まれる者
- 4 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については 6,500 円（職務の級が 5 級である職員にあっては 3,500 円）、第 2 項第 2 号の扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 10,000 円とする。
- 5 扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（決定等）

- 第 22 条** 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を理事長に届け出なければならない。
- 一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
 - 二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（前条第 2 項第 2 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- 2 前項の規定による届出は、扶養親族届により行うものとする。
 - 3 理事長は、前項に規定する届出があったときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。
 - 4 理事長は、前項の規定により認定した職員の扶養親族に係る事項その他の扶養手当の支給に関する事項を扶養手当認定簿に記載するものとする。
 - 5 理事長は、第 3 項の認定を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。
 - 6 理事長は、現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が前条第 2 項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。この場合において、前項の規定を準用する。
 - 7 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職した場合においてはその者が退職した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
 - 8 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第 1 号又は第 3 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
 - 一 扶養手当を受けている職員に更に第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合
 - 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第 1 項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
 - 三 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るものがある職務の級

- が 6 級の職員が 6 級以外の職員となった場合
- 四 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るものがある職務の級が 5 級の職員が 5 級及び 6 級以外の職員となった場合
- 五 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るものがある職務の級が 6 級以外の職員が 6 級職員となった場合
- 六 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るものがある職務の級が 5 級及び 6 級以外の職員が 5 級の職員となった場合
- 七 職員の扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第 4 節 地域手当

(地域手当)

第 23 条 地域手当は、研究所（福島地域協働研究拠点及び琵琶湖分室を含む。）が所在する地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して職員等に支給する。

2 地域手当の月額、俸給、職責手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる地域に応じて、当該各号に定める割合（以下この項において「支給割合」という。）を乗じて得た額とする。

- 一 茨城県つくば市 100 分の 16
- 二 福島県田村郡三春町 100 分の零
- 三 滋賀県大津市 100 分の 10

3 前項の規定にかかわらず、第 24 条の規定により研究手当を支給されることとなる職員等の地域手当の月額、俸給、職責手当及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる同条の規定により支給されることとなる地域手当の支給割合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、当該割合が零となる職員等には、当該地域手当は支給しない。

- 一 100 分の 10 を超える支給割合 当該支給割合から研究手当の支給割合を減じた割合
- 二 100 分の 10 以下の支給割合 100 分の 10 から研究手当の支給割合を減じた割合

4 第 1 項に規定する地域手当を支給されていた職員等であって、その在勤する地域以外の地域に異動した場合（これらの職員等が、異動の前日に在勤していた地域に引き続き 6 箇月を超えて在勤した場合に限る。）、当該異動の日から 2 年を経過するまでの間（第 3 項各号に定める割合が異動後の支給割合以下となるときは、当該異動の日から 1 年を経過するまでの間。以下この項において同じ。）、俸給、職責手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額地域手当を支給する。

- 一 当該異動の日から 1 年を経過するまでの期間 異動前の支給割合
- 二 当該異動の日から 1 年を超え、2 年を経過するまでの期間 異動前の支給割合に 100 分の 80 を乗じて得た支給割合

5 給与法第 11 条の 3 の規定の適用を受けていた者が、人事交流その他により引き続き新たに職員となった者であって、その採用の前日にその在勤していた地域又は官署に引き続き 6 箇月を超えて在勤していた場合又は当該地域若しくは官署に引き続き 6 箇月を超えて在勤していない場合であって、同法に定める地域手当の支給が受けられる地域（以下「支給地域」という。この項において同じ。）に引き続き 6 箇月を超えて在勤していた場合における同法で定める支給割合（支給地域に引き続き 6 箇月を超えて在勤していた場合であって、その間異なる地域手当の支給割合の適用を受けていたとき又は支給割合の改定があったときは、そのうち最も低い割合）が第 3 項による支給割合を超えるときは、当該採用の日から 2 年を経過するまでの間（第 3 号に定める割合が採用後の支給割合以下となるときは、当該採用の日から 1 年を経過するまでの間。以下この項において同じ。）、俸給、職責手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額地域手当を支給する。

- 一 当該採用の日から1年を経過するまでの期間 採用前の支給割合
 - 二 当該採用の日から1年を超え、2年を経過するまでの期間 採用前の支給割合に100分の80を乗じて得た支給割合
- 6 人事交流その他により引き続き新たに職員となった者で、給与法以外のこの規程に相当する規程の適用を受けていた者の地域手当は、他の職員との権衡を考慮して定める。

第5節 広域異動手当

(広域異動手当)

第23条の2 職員が就業の場所を異にして異動した場合又は職員が就業する事務所が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算定した事務所間の距離（異動等の日の前日に在勤していた事務所の所在地と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と事務所との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と事務所との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と事務所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として理事長が別に定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、俸給、職責手当及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る事務所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。

- 一 300キロメートル以上100分の10
 - 二 60キロメートル以上300キロメートル未満100分の5
- 2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から3年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項に基づき更に広域異動手当が支給されることとなる職員に対する広域異動手当の支給は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は同一の割合となるとき 再異動等の日以後、再異動等による広域異動手当を3年間支給
 - 二 当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るとき 再異動等の際に支給されている広域異動手当の支給期間は当初広域異動等に係る広域手当を支給し、引き続き、再異動等の日から3年を経過する日まで再異動等による広域異動手当を支給
- 3 国家公務員等から引き続き人事交流等により職員となった者又は異動等に準ずるものとして理事長が別に定める職員であって、これらに伴い勤務場所に変更があった者には、前2項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。
- 4 前3項の規定により広域異動手当を支給される職員が、前条の規定により地域手当又は次条の規定により研究手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、第1項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当又は研究手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、第1項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

第6節 研究手当

(研究手当)

第24条 研究手当は、人材の確保等を図るため、研究系職員及び任期付研究員に支給する。

2 研究手当の月額は、俸給、職責手当及び扶養手当の月額合計額に100分の10を乗じ

て得た額とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認めた場合は、第 23 条第 2 項に定める割合の範囲内で、別に定めることができる。

第 7 節 住居手当

(住居手当)

第 25 条 住居手当は、次のいずれかに該当する職員（就業の場所を異にする異動が予定されない職員を除く。）に支給する。

- 一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第 3 号において同じ。）を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（次に掲げる職員を除く。）
 - イ 国家公務員宿舎法（昭和 24 年法律第 117 号）第 13 条の規定による有料宿舎（以下「国家公務員宿舎」という。）を貸与され、使用料を支払っている職員
 - ロ その他理事長が定める法人から貸与された職員宿舎に居住している職員
 - ハ 配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者（第 21 条に規定する扶養親族で第 22 条第 1 項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。）以外のものが所有し、又は借り受けて居住している住宅、職員の扶養親族たる者が所有し又は所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅（理事長がこれに準ずると認める住宅を含む。）の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員
- 二 第 44 条又は第 45 条第 4 項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（第 1 号イからハまでに規定する職員が居住している住宅を除く。）を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃を支払っている職員
- 三 第 45 条第 4 項各号に該当する職員で、同各号に規定する満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子が居住するための住宅として、同各号に規定する異動の直前の住居であった住宅（第 1 号イからハまでに規定する職員が居住している住宅を除く。）を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃を支払っている職員

(支給額)

第 26 条 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（第 1 号に掲げる職員のうち第 2 号に掲げる職員であるものについては、第 1 号に定める額及び第 2 号に定める額の合計額）とする。

- 一 前条第 1 号に掲げる職員 次に掲げる職員に応じて、それぞれ次に定める額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - イ 月額 27,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から 16,000 円を控除した額
 - ロ 月額 27,000 円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 27,000 円を控除した額の 2 分の 1(その控除した額の 2 分の 1 が 17,000 円を超えるときは 17,000 円)を 11,000 円に加算した額
- 二 前条第 2 号及び第 3 号に掲げる職員 第 1 号の規定の例により算出した額の 2 分の 1 に相当する額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

(届出)

第 27 条 職員は、新たに第 25 条の要件を具備するに至った場合は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届により、その居住の実情、住宅の所有関係等を速やかに理事長に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても、同様とする。

- 2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

(確認及び決定)

第28条 理事長は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第25条の要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を住居手当認定簿に記載するものとする。

(家賃の算定の基準)

第29条 第27条第1項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額を家賃の額とする。

- 一 居住に関する支払額に食料費が含まれている場合 その支払額の100分の40に相当する額
- 二 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている場合 その支払額の100分の90に相当する額

(支給の始期及び終期)

第30条 住居手当の支給は、職員が新たに第25条の要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第27条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じた場合は、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後の確認)

第31条 理事長は、現に住居手当の支給を受けている職員が第25条の要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

第8節 通勤手当

(通勤手当)

第32条 通勤手当は、次に掲げる職員等に支給する。

- 一 通勤（職員等が通勤のため、その者の住居と就業の場所との間を往復することをいう。）のため交通機関（新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等及び橋、トンネルその他の施設以外の交通機関をいう。以下同じ。）を利用してその運賃を負担することを常例とする職員等（交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員等以外の職員等であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。）が片道2km未満であるもの及び第3号に掲げる職員等を除く。）
- 二 通勤のため自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具、又は自転車（研究所の所有に属するものを除く。以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員等（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員等以外の職員等であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満であるもの及び次号に掲げる職員等を除く。）

- 三 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員等（交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員等以外の職員等であって、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2km 未満であるものを除く。）
- 四 前各号に規定する通勤することが著しく困難である職員等は、労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号）別表第一の表の身体障害欄に掲げる程度の身体障害のため歩行することが著しく困難である職員等とする。
- 2 交通機関に係る通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
- 一 前項第 1 号に掲げる職員等 支給単位期間につき、次条第 1 号に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃の額に相当する額（以下「運賃相当額」という。）。ただし、運賃相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1 箇月当たりの運賃相当額」という。）が 55,000 円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000 円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が 2 以上の交通機関を利用するものとして当該運賃の額を算出する場合において、1 箇月当たりの運賃相当額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- 二 前項第 2 号に掲げる職員等 次のイからワまでに掲げる職員等の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ当該イからワまでに定める額
- イ 自動車等の使用距離（一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。以下この号において「使用距離」という。）が片道 5km 未満である職員等 2,000 円
- ロ 使用距離が片道 5km 以上 10km 未満である職員等 4,200 円
- ハ 使用距離が片道 10km 以上 15km 未満である職員等 7,100 円
- ニ 使用距離が片道 15km 以上 20km 未満である職員等 10,000 円
- ホ 使用距離が片道 20km 以上 25km 未満である職員等 12,900 円
- ヘ 使用距離が片道 25km 以上 30km 未満である職員等 15,800 円
- ト 使用距離が片道 30km 以上 35km 未満である職員等 18,700 円
- チ 使用距離が片道 35km 以上 40km 未満である職員等 21,600 円
- リ 使用距離が片道 40km 以上 45km 未満である職員等 24,400 円
- ヌ 使用距離が片道 45km 以上 50km 未満である職員等 26,200 円
- ル 使用距離が片道 50km 以上 55km 未満である職員等 28,000 円
- ヲ 使用距離が片道 55km 以上 60km 未満である職員等 29,800 円
- ワ 使用距離が片道 60km 以上である職員等 31,600 円
- 三 前項第 3 号に掲げる職員等 次のイ及びロまでに掲げる職員等の区分に応じ、それぞれ当該イ及びロまでに定める額
- イ 自動車等の使用距離が片道 2km 以上である職員等及び自動車等の使用距離が片道 2km 未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員等 前 2 号に定める額（第 1 号に規定する 1 箇月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- ロ 1 箇月当たりの運賃相当額（2 以上の交通機関を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。）が前号に定める額以上である職員等（イに掲げる職員等を除く。） 第 1 号に定める額
- 3 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として 6 箇月を超えない範囲で 1 箇月を単位として次の各号に掲げる交通機関の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては 1 箇月）とする。
- 一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ 6 箇月を超えない範囲で最も長い

ものに相当する期間

二 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関にあっては1箇月

- 4 前項第1号に掲げる交通機関について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に退職をすること、勤務形態の変更により通勤のために負担する運賃の額に変更があることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合は、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。
- 5 支給単位期間は次に定める月から開始する。
- 一 第39条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。
- 二 職員等が、月の途中において職員人事規程第21条第1項の規定により休職にされ、育児休業、介護休業規程第4条又は第15条の規定により育児休業又は介護休業をし、職員就業規則第55条第4号及び任期付職員就業規則第55条第3号の規定により出勤停止の処分を受け又は職員就業規則第60条及び任期付職員就業規則第60条の規定により就業を禁止させられた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき（次号に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は勤務に復職した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。
- 三 出張、休暇、欠勤その他の事由（職員就業規則第46条第2項又は任期付職員就業規則第46条第2項による場合を含む。第40条第1項第4号、第41条第1項第1号の二、第43条に規定するその他の事由において同じ。）により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合（前号に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。）には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

（通勤手当の額の算出の基準）

第33条 交通機関に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算出するものとする。

第34条 前条の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、これらにより難しい場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。

第35条 第32条第2項第1号に規定する運賃相当額は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる交通機関の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関 通用期間が支給単位期間（第32条第3項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額

二 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関 当該回数乗車券等の通勤21回分の運賃の額

2 前条ただし書に該当する場合の運賃相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの交通機関について、前項各号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額の総額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（自宅等において勤務を行う場合）

第35条の2 職員就業規則第46条第2項又は任期付職員就業規則第46条第2項により、

理事長が自宅等における勤務を行うことを認めた職員等の通勤手当の額は、前4条により算定される額と、支給単位期間を1箇月として算出した額に21分の1を乗じて得た額を勤務1日当たりの額とし、この勤務1日当たりの額に、一の給与期間における実勤務日数(自宅等において勤務することの承認を得た日数を除く。)を乗じて得た額を比較し、いずれか低い額を通勤手当の額とする。

(届出)

第36条 職員等は、新たに第32条第1項の要件を具備するに至った場合は、通勤届により、その通勤の実情をすみやかに理事長に届け出なければならない。職員等が次の各号のいずれかに該当する場合についても、同様とする。

- 一 就業の場所を異にして異動した場合
- 二 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃の額に変更があった場合

(確認及び決定)

第37条 理事長は、職員等から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券(これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。)の提示を求める等の方法により確認し、その者が第32条第1項の要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により通勤手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を通勤手当認定簿に記載するものとする。

(支給日等)

第38条 通勤手当は、支給単位期間(第3項に掲げる通勤手当に係るものを除く。)又は第3項に定める期間(以下この条及び第43条において「支給単位期間等」という。)に係る最初の月の第5条第1項に規定する俸給の支給定日に支給する。

2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給定日前において退職した職員等には、当該通勤手当をその際支給する。

3 2以上の交通機関を利用し、かつ支給限度額を超える場合の通勤手当は、次に掲げる通勤手当とし、支給単位期間は、当該通勤手当の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 職員等が2以上の交通機関を利用するものとして、第32条第2項第1号に定める額の通勤手当を支給される場合(次号に該当する場合を除く。)において、1箇月当たりの運賃相当額が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

二 職員等が、第32条第2項第3号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1箇月当たりの運賃相当額及び同号に定める額の合計額が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(支給の始期及び終期)

第39条 通勤手当の支給は、職員等に新たに第32条第1項の要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、通勤手当を支給されている職員等が退職した場合においては、それぞれその者が退職した日、通勤手当を支給されている職員等が第1項の要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第36条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

- 2 通勤手当は、これを受けている職員等にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合は、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。
- 3 新たに俸給表の適用を受ける職員等となった者又は就業の場所を異にして異動した職員等が当該適用又は当該異動の直後に在勤する就業の場所への勤務を開始すべきこととされる日に第 32 条第 1 項の要件を具備するときは、当該適用の日又は当該異動の発令日を同項の要件が具備されるに至った日として取り扱い、第 1 項の規定による支給の開始又は第 2 項の規定による支給額の改定を行うものとする。

（通勤手当の返納事由）

第 40 条 通勤手当（1 箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員等について、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じた場合は、当該職員等に、支給単位期間のうち当該事由が生じた後の期間を考慮して次条に定める額を返納させるものとする。

- 一 退職した場合又は第 32 条第 1 項の要件を欠くに至った場合
- 二 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合
- 三 職員等が、月の途中において、職員人事規程第 21 条第 1 項の規定により休職にされ、育児休業、介護休業規程第 4 条又は第 15 条の規定により育児休業又は介護休業をし、又は職員就業規則第 60 条及び任期付職員就業規則第 60 条の規定により出勤停止の処分を受けた場合であって、これらの期間が 2 以上の月にわたることとなる場合
- 四 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

（通勤手当の返納額）

第 41 条 交通機関に係る通勤手当の返納額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 1 箇月当たりの運賃相当額（第 32 条第 2 項第 3 号イに掲げる職員等にあつては、1 箇月当たりの運賃相当額及び第 2 項第 2 号に定める額の合計額。以下この号において同じ。）が 55,000 円以下であった場合 第 40 条第 2 号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に交通機関（同号の改定後に 1 箇月当たりの運賃相当額が 55,000 円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての交通機関）、同条第 1 号、第 3 号又は第 4 号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての交通機関につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃の払戻しを、次のイからニまでに掲げる事由の区分に応じ、それぞれ当該イからニまでに定める月の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）
 - イ 第 40 条第 1 号に掲げる事由 当該事由が生じた日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）
 - ロ 第 40 条第 2 号に掲げる事由 通勤手当の額が改定される月の前月
 - ハ 第 40 条第 3 号に掲げる事由 同号の期間の開始した日の属する月
 - ニ 第 40 条第 4 号に掲げる事由 当該通勤しないこととなる月の前月（病気休暇等の期間が当該通勤しないこととなる月の途中までの期間とされていた場合であつて、その後の事情の変更によりやむを得ず当該病気休暇等の期間がその月の初日から末日までの期間の全日数にわたることとなること等、その月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなることについてその月の前月の末日において予見し難いことが相当と認められる場合にあつては、当該通勤しないこととなる月）
- 二 1 箇月当たりの運賃相当額が 55,000 円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - イ ロに掲げる場合以外の場合 55,000 円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係

る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第 40 条各号に掲げる事由に係る交通機関についての払戻相当金額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

ロ 第 38 条第 3 項第 1 号又は第 2 号に掲げる通勤手当を支給されている場合 55,000 円に事由発生月の翌月から同項第 1 号若しくは第 2 号に定める期間に係る最後の月までの月数（以下この号において「残月数」という。）を乗じて得た額又はその者の利用するすべての交通機関についての払戻金相当額及び次に掲げる額の合計額（第 38 条第 3 項第一号に掲げる通勤手当を支給されている場合にあっては(1)及び(2)に掲げる額の合計額）のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

- (1) 第 38 条第 3 項第 1 号又は第 2 号に定める期間（以下この項において「最長支給単位期間」という。）において使用されるべき交通機関に係る定期券のうちその通用期間の始期が事由発生月の翌月以降であるものの価額
- (2) 最長支給単位期間において使用されるべき交通機関に係る回数乗車券等の通勤 21 回分の運賃の額に残月数を乗じて得た額
- (3) 最長支給単位期間において使用されるべき自動車等に係る第 32 条第 2 項第 2 号に定める額に残月数を乗じて得た額

（事後の確認）

第 42 条 理事長は、現に通勤手当の支給を受けている職員が第 32 条第 1 項の要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員等に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時確認するものとする。

（支給できない場合）

第 43 条 第 32 条第 1 項の職員等が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給することができない。

第 9 節 単身赴任手当

（単身赴任手当）

第 44 条 就業の場所を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員等であって、当該異動の直前の住居から当該異動の移転の直後に在勤する就業の場所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難（以下「通勤困難」という。）であると認められる職員等のうち、単身で生活することを常況とする職員等には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する就業の場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して通勤困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 前項のやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- 一 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員等若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。
- 二 配偶者が学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。
- 三 配偶者が引き続き就業すること。
- 四 配偶者が職員等又は配偶者の所有に係る住宅を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。
- 五 配偶者が職員等と同居できないと認められる前各号に類する事情

3 第 1 項に定める通勤困難の基準は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法（自動車等及び航空機を除く。）により算定した通勤距離が 60km 以上であること。

二 前号と同様に算定した通勤距離が 60km 未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること。

(支給額)

第 45 条 単身赴任手当の月額は、30,000 円（職員等の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が 100km 以上である職員等にあつては、その額に、70,000 円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて第 3 項に定める額を加算した額）とする。

2 前項に規定する交通距離の算定は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法による職員等の住居から配偶者の住居までの経路の長さにより行うものとする。

3 第 1 項の交通距離の区分に応じて定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 100km 以上 300km 未満 8,000 円
- 二 300km 以上 500km 未満 16,000 円
- 三 500km 以上 700km 未満 24,000 円
- 四 700km 以上 900km 未満 32,000 円
- 五 900km 以上 1,100km 未満 40,000 円
- 六 1,100km 以上 1,300km 未満 46,000 円
- 七 1,300km 以上 1,500km 未満 52,000 円
- 八 1,500km 以上 2,000km 未満 58,000 円
- 九 2,000km 以上 2,500km 未満 64,000 円
- 十 2,500km 以上 70,000 円

4 人事交流その他により引き続き職員として採用され、前条に該当することとなった職員及びその他前条の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして次に定める職員には、前条及び前 3 項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

一 就業の場所を異にする異動に伴い、住居を移転し、前条第 2 項に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員等であつて、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する就業の場所に通勤困難であると認められる職員等以外の職員等で当該異動の直後に在勤する就業の場所における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるもののうち、単身で生活することを常況とする職員等

二 就業の場所を異にする異動に伴い、住居を移転し、前条第 2 項に規定するやむを得ない事情に準じて次のイ又はロに掲げる事情により、同居していた満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子と別居することとなった職員等（配偶者のない職員等に限る。）であつて、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する就業の場所に通勤困難であると認められるもの（当該異動の直後に在勤する就業の場所における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員等

イ 満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子が学校教育法第 1 条に規定する学校その他の教育施設に在学すること。

ロ その他満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子が職員等と同居できないと認められるイに類する事情

三 就業の場所を異にする異動に伴い、住居を移転した後、次のイからハマまでに掲げる特別の事情により、当該異動の直前に同居していた配偶者（配偶者のない職員等にあつては、満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子。以下「配偶者等」という。）と別居することとなった職員等（当該別居が当該異動の日から起算して 3 年以内に生じた職員等に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する就業の場所に通勤困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤

する就業の場所における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと理事長が認めるものを含む。)のうち、単身で生活することを常況とする職員等

イ 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員等又は配偶者の父母を介護するため、住居の移転を伴う直近の就業の場所を異にする移動の直前の居住地(同一市町村内を含む。以下同じ。)に転居すること。

ロ 配偶者が学校教育法第 1 条に規定する学校その他の教育施設に入学又は転学する子を養育するため、住居の移転を伴う直近の異動等の直前の居住地に転居すること

ハ その他配偶者が職員等と同居できないと認められる同項に類する事情

四 就業の場所を異にする異動に伴い、住居を移転し、前条第 2 項に規定するやむを得ない事情(配偶者のない職員等にあつては、第 2 号イ又はロに掲げる事情)により、同居していた配偶者等と別居することとなった職員等で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する就業の場所に通勤困難であると認められるもの(当該異動の直後に在勤する就業の場所における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるものを含む。)のうち、満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員等

五 就業の場所を異にする異動に伴い、住居を移転した後、第 3 号イからハまでに掲げる特別の事情により、当該異動の直前に同居していた配偶者等と別居することとなった職員等(当該別居が当該異動の移転の日から起算して 3 年以内に生じた職員等に限る。)で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する就業の場所に通勤困難であると認められるもの(当該別居の直後に在勤する就業の場所における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと理事長が認めるものを含む。)のうち、満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員等

六 第 1 号から前号の規定中「就業の場所を異にする異動に伴い」とあるのを「人事交流その他により引き続き職員と採用されたことに伴い」と、「異動」とあるのを「採用」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる要件に該当することとなる職員

七 その他前条の規定による単身赴任手当を支給される職員等との権衡上必要があると認められるものとして理事長が認める職員等

5 職員等の配偶者が単身赴任手当又は国、地方公共団体その他のこれに相当する手当の支給を受ける場合には、その間、当該職員等には単身赴任手当は支給しない。

(届出)

第 46 条 職員等は、新たに第 44 条又は第 45 条第 4 項各号の要件を具備するに至った場合は、当該要件を具備していることを証明する書類(住民票等配偶者との別居の状況等を明らかにする書類、診断書、在学証明書その他就業証明書等職員等が配偶者等と別居することとなった事情を明らかにする書類(これらの書類の写しを含む。))を添付して、単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やかに理事長に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員等の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

(確認及び決定)

第 47 条 理事長は、職員等から前条第 1 項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第 44 条又は第 45 条第 4 項各号の要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により単身赴任手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を単身赴任手当認定簿に記載するものとする。

(支給の始期及び終期)

第 48 条 単身赴任手当の支給は、職員等が新たに第 44 条又は第 45 条第 4 項各号の要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、同規定の要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第 46 条第 1 項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 単身赴任手当を受けている職員等にその月額を変更すべき事実が生じた場合は、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（事後の確認）

第 49 条 理事長は、現に単身赴任手当の支給を受けている職員等が第 44 条又は第 45 条第 4 項各号の要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

2 理事長は、前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、職員等に対し配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

第 10 節 特殊勤務手当

（特殊勤務手当）

第 50 条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とすると認められるものに従事する職員等には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類及び支給要件は、次の各号に掲げる手当ごとに当該各号に定める業務に従事した場合とする。

一 航空手当 職員等が航空機に搭乗し、大気、海洋等の汚染状況の観測又は調査に従事した場合

二 その他理事長が定める業務に従事した場合

3 前項第 1 号の手当の額は、搭乗した時間 1 時間（航空勤務日誌（以下「日誌」という。）に基づく実際に従事した時間）につき、次に掲げる各号の職員等の区分に応じて当該各号に定める額とする。ただし、一の月の総額は、当該各号に定める額に 80 を乗じて得た額を超えることができない。

一 職員俸給表 1 級の職員 1,200 円

二 前号に掲げる職員以外の職員等 1,900 円

4 前項の規定にかかわらず、気密装置を有しない航空機によって高度 5,000 メートル以上の高空を 30 分以上飛行して行う業務に従事した時間がある場合の前項第 1 号の手当の額は、同項に定める手当額に、100 分の 30（日没時から日出時までの間において行われた場合にあっては、100 分の 45）に相当する額を加算した額とする。ただし、一の月の加算額の総額は、同項に定める額に 80 を乗じて得た額に、100 分の 30 を乗じて得た額を超えることができない。

5 第 2 項第 2 号に規定する業務に従事した場合の手当の額は、理事長が別に定める。

第 11 節 寒冷地手当

（寒冷地手当）

第 50 条の 2 寒冷地手当は、毎年 11 月から翌 3 月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において、次に掲げる拠点に在籍する職員等（以下、次条において「支給対象職員」という。）に対して支給する。

一 福島地域協働研究拠点

(支給額)

第50条の3 前条に係る支給対象職員に支給する寒冷地手当の額は、基準日における世帯等の区分に応じ、次表に掲げる額とする。

世帯等の区分		支給額
世帯主である職員等	扶養親族のある職員等	17,800 円
	その他の世帯主である職員等	10,200 円
その他の職員等		7,360 円
備考 「扶養親族のある職員等」には、扶養親族のある職員等であって福島地域協働研究拠点が所在する福島県田村郡に居住する扶養親族がないもののうち、第44条第1項の規定により単身赴任手当が支給されている職員等であって、支給地域外に居住する扶養親族の住居（当該住居が2以上ある場合にあっては、すべての当該住居）と福島地域協働研究拠点との間のうち最も近いものの距離（この表において「最短距離」という。）が60km以上である者及び第44条第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員等以外の職員等であって扶養親族と同居していない者のうち最短距離が60km以上である者は含まないものとする。		

- 2 次の各号に掲げる支給対象職員の寒冷地手当の額は、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める額とする。
- 一 第59条第1項、第2項、第4項又は第5項の規定により給与の支給を受ける職員 前項の規定による額にその者の俸給の支給について用いられた同条第1項、第2項、第4項又は第5項の規定による割合を乗じて得た額
 - 二 第64条の規定の適用を受ける職員 前項の規定による額からその半額を減じた額
 - 三 前2号に掲げるもののほか、次の区分に掲げる職員 零
 - イ 本邦外にある職員（世帯主である職員等（主としてその収入によって世帯の生計を支えている扶養親族を有する者及び扶養親族を有しないが居住のため一戸を構え、又は下宿、寮等の一部屋を専有している者をいう。）であって、その扶養親族が、当該職員が本邦外にある期間内に本邦に居住する者を除く。）
 - ロ 職員人事規程第21条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされている職員
 - ハ 職員人事規程第21条第1項（ロに掲げる職員を除く。）のうち、第59条の規定に基づく給与の支給を受けていない職員
 - ニ 職員就業規則第56条第1項の規定により出勤停止の処分を受けている職員
 - ホ 育児休業、介護休業規程第4条の規定により育児休業をしている職員
- 3 支給対象職員が次に掲げる場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、前2項の規定にかかわらず、第1項の規定による額を超えない範囲内で、第6条第4項を準用して算定した額とする。
- 一 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となった場合
 - 二 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員となった場合
 - 三 基準日において前項第1号に掲げる職員に該当する支給対象職員について、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、第59条第1項、第2項、第4項又は第5項の規定による割合が変更された場合
- 4 支給対象職員が、基準日から俸給の支給定日の前日までの間において退職又は懲戒解雇にされた場合には、当該基準日に係る寒冷地手当を支給する。
- 5 基準日から引き続いて第2項第3号に掲げる職員のいずれかに該当している支給対象職

員が、支給定日後に復職等をした場合には、当該基準日に係る寒冷地手当を支給する。

第12節 超過勤務手当

(超過勤務手当)

- 第51条** 職員就業規則第18条及び任期付職員就業規則第18条による所定労働時間を超えて勤務を命ぜられた職員等又は所定休日に勤務を命ぜられた職員等及び午後10時から翌日午前5時までの間(以下「深夜時間帯」という。)に勤務を命ぜられた職員等には、超過勤務手当を支給する。
- 2 超過勤務1時間当たりの額は、第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる超過勤務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- 一 所定労働時間を超えて勤務した時間(所定休日に勤務した時間を含む。以下、この項において「所定外労働時間」という。)のうち、1箇月において60時間以内の時間(次号に定める時間を除く。) 100分の125
 - 二 前号に定める時間内において所定休日に勤務した時間 100分の135
 - 三 所定外労働時間が1箇月において60時間を超えたときは、その超えた時間 100分の150
 - 四 深夜時間帯に勤務した時間 100分の25
- 3 超過勤務手当の月額額は、前項の規定によりそれぞれ算定した超過勤務1時間当たりの額に、一の給与期間における同項各号に掲げる超過勤務の区分ごとの時間数をそれぞれ乗じて得た額の合計額とする。
- 4 第2項第1号から第3号までの規定は、第19条の規定により職責手当を支給される職員等については適用しない。

第4章 賞与

第1節 期末手当

(期末手当)

- 第52条** 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)に、それぞれ在職する職員等(職員人事規程第21条第1項の規定により休職されている職員等のうち給与の支払いを受けていない職員等(以下「無給休職者」という。)、職員人事規程第21条第1項第2号の規定する起訴休職者、職員就業規則第55条第4号又は任期付職員就業規則第55条第3号の規定により出勤停止の処分を受けている職員等、育児休業、介護休業規程第4条又は第15条の規定により育児休業又は介護休業をしている職員等(基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員等を除く。))及び国立研究開発法人国立環境研究所配偶者同行休業に関する規程(平成25規程3号。以下「配偶者同行休業規程」という。)第3条又は第4条の規定により配偶者同行休業をしている職員を除く。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職した職員等(次の各号に掲げる職員等を除く。)についても同様とする。
- 一 その退職した日において、無給休職者、起訴休職者、職員就業規則第55条第4号又は任期付職員就業規則第55条第3号の規定により出勤停止の処分を受けている職員等、育児休業、介護休業規程第4条又は第15条の規定により育児休業又は介護休業をしている職員等(基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員等を除く。))及び配偶者同行休業規程第3条又は第4条の規定により配偶者同行休業をしている職員のいずれかに該当する職員等であった者
 - 二 基準日までの間において、その退職後引き続き次に掲げる常勤の職員(期末手当に相当する給与の支給について、この規程の適用を受ける職員等としての在職期間を次の各号に掲げる職員としての在職期間に通算して支給することとされている者に限る。)

になった者

イ 給与法の適用を受ける者

ロ 特別職の国家公務員（行政執行法人の役員を除く。）

ハ 行政執行法人の職員

ニ 公庫等職員（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 7 条の 2 に規定する公庫等職員及び特別の法律の規定により同条に規定する公庫等職員とみなされる者をいう。第 7 項第 7 号及び第 56 条第 1 項第 2 号トにおいて同じ。）

ホ 独立行政法人等役員（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 7 条の 3 第 1 項に規定する独立行政法人等役員をいう。第 7 項第 5 号及び第 56 条第 1 項第 2 号ホにおいて同じ。）

ヘ 地方公務員

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6 月及び 12 月に支給する場合においては 100 分の 127.5 を乗じて得た額（理事長が別に定める職員等（以下「特定職員」という。）にあっては、6 月及び、12 月に支給する場合においては 100 分の 107.5 を乗じて得た額。任期付職員にあっては 6 月及び 12 月に支給する場合においては 100 分の 167.5 を乗じて得た額。）に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 6 箇月 100 分の 100

二 5 箇月以上 6 箇月未満 100 分の 80

三 3 箇月以上 5 箇月未満 100 分の 60

四 3 箇月未満 100 分の 30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し又は死亡した職員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当、広域異動手当及び研究手当の月額の合計額とする。

4 その職務の級が 2 級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究手当の月額の合計額に職員等の区分に応じて、理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額を第 2 項の期末手当基礎額とする。

5 第 19 条の規定により職責手当を支給されている職員等であるものについては、前 2 項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、職員の区分に応じて、俸給の月額に理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額を第 2 項の期末手当基礎額とする。

6 第 2 項に規定する在職期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

一 職員就業規則第 55 条第 4 号又は任期付職員就業規則第 55 条第 3 号の規定により出勤停止の処分を受けている職員等として在職した期間

二 育児休業、介護休業規程第 4 条又は第 15 条の規定により育児休業又は介護休業をしている職員等として在職した期間のうち、その 2 分の 1 の期間

三 育児休業、介護休業規程第 11 条の 2 の規定により育児短時間勤務をしている職員等として在職した期間のうち、その 62 分の 15 の期間

四 休職にされていた期間（業務上若しくは通勤による負傷若しくは疾病によるもの及び別に理事長が認める休職期間を除く。）のうち、その 2 分の 1 の期間

五 配偶者同行休業規程第 3 条又は第 4 条の規定により配偶者同行休業をしている職員として在職した期間のうち、その 2 分の 1 の期間

7 第 2 項に規定する在職期間には、基準日以前 6 箇月以内の期間において、次に掲げる者が人事交流その他により引き続き職員となった場合（期末手当に相当する給与の支給について、次の各号に掲げる職員としての在職期間をこの規程の適用を受ける職員としての在職期間に通算して支給することとされる場合に、期末手当に相当する給与を支給しないこととされている者が職員となった場合に限る。）は、その期間内においてそれらの者として在職した期間を算入する。

一 給与法の適用を受ける者

二 特別職の国家公務員（行政執行法人の役員を除く。）

- 三 行政執行法人の職員
- 四 公庫等職員
- 五 独立行政法人等役員
- 六 地方公務員

8 第2項に規定する在職期間には、基準日以前6箇月以内の期間において、契約職員就業規則第16条第1項第1号に定めるフルタイム契約職員として在職した期間を算入する。

(期末手当の支給差し止め)

第53条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に懲戒解雇の処分を受けた職員等
- 二 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員等(前号に掲げる者を除く。)で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの。
- 三 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの。

(期末手当の一時支給差し止め)

第54条 支給日に期末手当を支給することとされていた職員等で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- 一 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
 - 二 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合
 - 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
 - 三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなつたとして当該一時差止処分を取り消すことを

妨げるものではない。

- 5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。当該一時差止処分を取り消した場合も同様とする。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(一時差止処分に係る在職期間)

第 55 条 前 2 条に規定する在職期間は、職員等として在職した期間とする。

- 2 第 52 条第 7 項第 1 号から第 9 号までに掲げる者が引き続き職員等となった場合は、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。

第 2 節 業績手当

(業績手当)

第 56 条 業績手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（職員人事規程第 21 条第 1 項の規定により休職にされている職員（業務上の傷病による者を除く。）、職員就業規則第 55 条第 4 号の規定により出勤停止の処分を受けている職員、育児休業、介護休業規程第 4 条又は第 15 条の規定により育児休業又は介護休業をしている職員（基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間がある職員を除く。）及び配偶者同行休業規程第 3 条又は第 4 条の規定により配偶者同行休業をしている職員を除く。）に、その者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職（死亡を含む。以下本条及び次条において同じ。）した職員（次の各号に掲げる職員を除く。）についても同様とする。

- 一 その退職した日において、職員人事規程第 21 条第 1 項の規定により休職にされている職員（第 59 条第 1 項の規定の適用を受けている休職者を除く。）、職員就業規則第 55 条第 4 号の規定により出勤停止の処分を受けている職員、育児休業、介護休業規程第 4 条又は第 15 条の規定により育児休業又は介護休業をしている職員（基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間がある職員を除く。）及び配偶者同行休業規程第 3 条又は第 4 条の規定により配偶者同行休業をしている職員のいずれかに該当する職員であった者
- 二 基準日までの間において、その退職後引き続き次に掲げる常勤の職員（業績手当に相当する給与の支給について、この規程の適用を受ける職員としての在職期間を次の各号に掲げる職員としての在職期間に通算して支給することとされている者に限る。）となった者。ただし、業績手当に相当する手当が支給されない国家公務員については、この限りでない。
 - イ 給与法の適用を受ける者
 - ロ 特別職の国家公務員（行政執行法人の役員を除く。）
 - ハ 行政執行法人の職員
 - ニ 公庫等職員
 - ホ 独立行政法人等役員
 - ヘ 地方公務員

- 2 業績手当の額は、業績手当基礎額に、その者の勤務成績に応じて定める割合及び在職期間別割合を乗じて得た額とする。
- 3 前項に規定する業績手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職した職員にあっては、退職した日現在）において職員が受けるべき俸給並びに俸給に対する地域手当、広域異動手当及び研究手当の月額合計額とする。
- 4 その職務の級が 2 級以上であるものについての第 52 条第 4 項及び第 5 項の規定については、前項の業績手当基礎額について準用する。この場合において、同条第 4 項及び第 5 項中「期末手当基礎額」とあるのは、「業績手当基礎額」と読み替えるものとする。
- 5 第 2 項に規定する勤務成績に応じて定める割合は、勤務成績の区分に応じ、それぞれ理

事長が定める割合とし、勤務成績の区分の判定方法は、別に定める。

- 6 第2項に規定する在職期間別割合は、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- 一 6箇月 100分の100
 - 二 5箇月15日以上6箇月未満 100分の95
 - 三 5箇月以上5箇月15日未満 100分の90
 - 四 4箇月15日以上5箇月未満 100分の80
 - 五 4箇月以上4箇月15日未満 100分の70
 - 六 3箇月15日以上4箇月未満 100分の60
 - 七 3箇月以上3箇月15日未満 100分の50
 - 八 2箇月15日以上3箇月未満 100分の40
 - 九 2箇月以上2箇月15日未満 100分の30
 - 十 1箇月15日以上2箇月未満 100分の20
 - 十一 1箇月以上1箇月15日未満 100分の15
 - 十二 15日以上1箇月未満 100分の10
 - 十三 1日以上15日未満 100分の5
 - 十四 零 零
- 7 前項に規定する在職期間は、この規程の適用を受ける職員として在職した期間とし、その算定については、次に掲げる期間を除算する。
- 一 職員就業規則第55条第4号の規定により出勤停止の処分を受けている職員として在職した期間
 - 二 育児休業、介護休業規程第4条又は第15条の規定により育児休業又は介護休業をしている職員として在職した期間
 - 三 育児休業、介護休業規程第11条の2の規定により育児短時間勤務をしている職員として在職した期間のうち、その31分の15の期間
 - 四 休職にされていた期間（業務上若しくは通勤による負傷若しくは疾病によるもの及び別に理事長が認める休職期間を除く。）
 - 五 第58条第1項の規定により給与を減額された期間
 - 六 負傷又は疾病（業務上若しくは通勤による負傷若しくは疾病を除く。）により勤務しなかつた期間（職員就業規則第30条第4項又は職員人事規程第26条第3項の規定により、復職試行時間短縮勤務を行った期間を除く。）から所定休日を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間
 - 七 育児休業、介護休業規程第11条の規定による育児部分休業、同規程第20条の規定による介護部分休業及び同規程第22条の2による介護時間の申し出をして勤務しなかつた期間が30日を超える場合は、その勤務しなかつた全期間
 - 八 基準日以前6箇月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間
 - 九 配偶者同行休業規程第3条又は第4条の規定により配偶者同行休業をしている職員として在職した期間
- 8 第6項に規定する在職期間には、基準日以前6箇月以内の期間において、契約職員就業規則第16条第1項第1号に定めるフルタイム契約職員として在職した期間を算入する。

第3節 任期付職員業績手当

（任期付職員業績手当）

- 第57条 任期付職員業績手当は、6月1日（以下この条においてこれを「基準日」という。）にそれぞれ在職する任期付職員のうち、基準日以前1箇年以内の期間において特に顕著な業績を挙げたと認められる者に支給することができる。
- 2 任期付職員業績手当の額は、その者の俸給月額に相当する額とする。

第5章 給与の特例等

(給与の減額)

第58条 職員等が勤務しないときは、所定休日である場合、職員就業規則第24条及び任期付職員就業規則第24条の規定により休日の振替を行った場合、職員就業規則第24条の2及び任期付職員就業規則第24条の2の規定により代休を与えた場合、休暇（業務上若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり病気休暇の承認された場合を除く。）による場合、就業の禁止による場合、その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合、職員就業規則及び任期付職員就業規則第32条及び第34条から第40条までの規定により請求があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(休職者等の給与)

第59条 職員等が業務上若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、職員人事規程第21条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたとき又は病気休暇の承認を受けたときは、その期間中は給与の全額（労働基準法第76条による休業補償及び労災保険法第14条による休業補償給付を受ける額及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和49年労働省令第30号）第3条による休業特別支給金を受ける額に相当する額を除く額）を支給する。

2 職員等が職員人事規程第21条第1項第1号の規定により休職にされた場合には、その休職の期間が満1年（結核性疾患による場合は2年間）に達するまでは、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究手当、住居手当、寒冷地手当及び期末手当の100分の80を支給することができる。

3 職員等が職員人事規程第21条第1項第2号の規定により休職にされた場合には、その休職の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究手当及び住居手当、寒冷地手当の100分の60以内を支給することができる。

4 職員等が職員人事規程第21条第1項第3号の規定により休職にされた場合には、その休職の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究手当、住居手当、寒冷地手当及び期末手当の100分の70以内を支給することができる。

5 職員等が職員人事規程第21条第1項第4号の規定により休職にされた場合には、その休職の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究手当、住居手当、寒冷地手当及び期末手当の100分の70以内（業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の100）を支給することができる。

6 職員等が職員人事規程第21条第1項第5号の規定による休職にされた場合の給与については、理事長が別に定める。

7 第2項から第6項までの規定による俸給、地域手当、広域異動手当、研究手当及び寒冷地手当の額に1円未満の端数があるときは、それぞれ端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。

(病気休暇連続取得日数が90日を超えた場合の給与)

第59条の2 職員等が職員就業規則第30条第4項、任期付職員就業規則第30条第4項又は職員人事規程第26条第3項の規定により復職試行時間短縮勤務を行った場合であって、職員就業規則第30条第5項又は任期付職員就業規則第30条第5項の規定により、病気休暇連続取得日数が90日を超えた場合、その間の給与として俸給及び前条第2項に列記した手当の100分の80を支給することができる。

(育児休業者及び介護休業者の給与)

第60条 育児休業、介護休業規程第4条又は第15条の規定により育児休業又は介護休業をしている職員等には、その休業の期間中、給与を支給しない。

2 第52条に規定する基準日に育児休業又は介護休業をしている職員等のうち、基準日以

前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員等には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

- 3 第56条に規定する基準日に育児休業又は介護休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る業績手当を支給する。

(育児短時間勤務者の給与)

- 第61条 育児休業、介護休業規程第11条の2の規定により育児短時間勤務をしている職員等には、支給する給与のうち、俸給、職責手当、初任給調整手当、地域手当、研究手当にあつては31分の16を支給する。

(育児部分休業者、介護部分休業者及び介護時間取得者の給与)

- 第62条 育児休業、介護休業規程第11条、第20条又は第22条の2の規定により育児部分休業又は介護部分休業をしている職員等若しくは介護時間を取得している職員等には、第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務をしない時間数を乗じて得た額を減額して給与を支給する。

- 2 申し出た育児部分休業期間、介護部分休業期間又は介護時間取得期間は、期末手当の在職期間から除算しない。

(配偶者同行休業者の給与)

- 第62条の2 配偶者同行休業規程第3条又は第4条の規定により配偶者同行休業をしている職員には、その休業の期間中、給与を支給しない。

(復職時の調整)

- 第63条 次の表の左欄に掲げる休職、休業又は休暇をし、又は休職等とされた者が復職し、若しくは勤務に復帰した場合又は休職のため引続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との権衡上必要があると認められるときは、その休職等の期間を同表右欄に掲げる換算率により換算して得た期間を引続き勤務したものとみなして、復職し、勤務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日又は復職等の日から1年以内の第17条に定める昇給の時期に、同条の昇給の場合に準じてその者の俸給月額を調整することができる。

休職等の期間	換算する率
業務上若しくは通勤による負傷若しくは疾病に係る職員人事規程第21条第1項第1号の休職又は職員就業規則第30条若しくは任期付職員就業規則第30条の病気休暇	3分の3以下
職員人事規程第21条第1項第3号の休職	3分の3以下
職員人事規程第21条第1項第4号の休職（業務上若しくは通勤中の災害に係るものに限る。）	3分の3以下
育児休業、介護休業規程第4条又は第15条の規定による育児休業又は介護休業	100分の100以下
結核性疾患に係る職員人事規程第21条第1項第1号の休職又は職員就業規則第30条若しくは任期付職員就業規則第30条の規定による病気休暇	2分の1以下
非結核性疾患に係る職員人事規程第21条第1項第1号の休職又は職員就業規則第30条若しくは任期付職員就業規則第30条の病気休暇	3分の1以下
職員人事規程第21条第1項第4号の休職（業務又は通勤中の災害に係るものを除く。）	3分の1以下
職員人事規程第21条第1項第2号の休職（無罪判決を受けた場合に限る。）	3分の3
配偶者同行休業規程第3条又は第4条の規定による配偶者同行	100分の50以下

休業	
----	--

- 2 理事長は、職員人事規程第 21 条第 1 項第 3 号の規定により休職にされた職員又は任期付職員が復帰した場合の俸給月額、前項の規定による場合であって、他の職員又は任期付職員との権衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず調整することができる。

第 64 条 削除

第 6 章 規程の実施

(実施に関し必要な事項)

- 第 65 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 第 1 条 独立行政法人国立環境研究所給与規程（平成 13 年 4 月 1 日規程第 8 号（以下「旧給与規程」という。））は廃止する。

(施行期日)

- 第 2 条 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

- 第 3 条 独立行政法人国立環境研究所法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 29 号）附則第 2 条により職員となったものに係るこの規程の施行前の在職期間については、この規程の適用を受ける在職期間とみなす。

(施行日における号俸の切替え)

- 第 4 条 平成 18 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において旧給与規程による職員俸給表及び任期付職員俸給表の適用を受けていた職員及び任期付職員の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）に応じて附則別表第 1 に定める号俸とする。ただし、切替日の前日において受けていた旧号俸が、その職務の級の最高の号俸を超える号俸であった場合の切替日における号俸は、最高号俸とする。

(号俸の切替えに伴う経過措置)

- 第 5 条 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員及び任期付職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（改正附則（平成 21 年 12 月 4 日）第 1 条に定める適用日において、同附則第 4 条に規定する減額改定対象職員等にあつては、当該俸給月額に 100 分の 99.1 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）、同附則第 4 条に規定する減額改定対象職員等以外の職員（研究テーマ型任期付研究員を除く。）にあつては、当該俸給月額に 100 分の 99.34 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員及び任期付職員（一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成 12 年法律第 125 号）第 3 条の規定により採用された任期付研究員であつて、切替日の前日に任期満了となる者を除く。）には、平成 26 年 3 月 31 日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（改正附則（平成 22 年 12 月 3 日）第 2 条における特別調整職員にあつては、55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特別調整職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特別調整職員となった場合にあつては、特別調整職員となった日）以後、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額を俸給として支給する。
- 2 切替日以降に人事交流その他により新たにこの規程による俸給表の適用を受けることとなった職員等について、人事交流その他採用の事情等を考慮して前項の規定による俸

給を支給される職員等との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前項の規定に準じて、俸給を支給することができる。

- 3 前2項の規定により俸給を支給される職員及び任期付職員に係るこの規程の第5条第1項、第6条第1項から第4項まで、第10条、第23条第2項から第4項まで、第24条第2項、第52条第3項及び第4項、第56条第3項、第59条第2項から第5項及び第7項、第63条第1項及び第3項から第5項まで及び附則第6条の規定においては、「俸給」を「俸給にこの規程の附則第5条第1項又は第2項に規定する差額に相当する額を加算した額」と読み替えて適用する。
- 4 第1項及び第2項の規定により俸給を支給される職員及び任期付職員に係るこの規程の第19条第1項各号及び第57条第2項の規定においては、「俸給月額」を「俸給月額にこの規程の附則第5条第1項又は第2項に規定する差額に相当する額を加算した額」と読み替えて適用する。

(地域手当にかかる経過措置)

第6条 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの期間における地域手当の月額額は、第23条第2項の規定にかかわらず、俸給、職責手当及び扶養手当の月額額の合計額に100分の4を乗じて得た額とし、平成22年3月31日までの期間における地域手当の月額額は、各年度理事長が別に定めるものによることとする。

第7条 この規程の施行前に従前の研究所の非常勤職員（独立行政法人国立環境研究所パートタイマー就業規則（平成13年規則第12号）の適用を受けていた者を除く。）であったものの在職期間は、第50条第2項に定める期末手当の在職期間及び第54条第6項に定める業績手当の在職期間に算入する。

改正附則（平成19年3月30日）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(昇給にかかる経過措置)

第2条 平成20年3月31日までの間においては、改正後の第17条の規定にかかわらず、改正前の第17条の規程によるものとする。この場合、「4号俸上位」とあるのは「2号俸上位(改正後の第17条第2項の適用を受けることとなる職員にあっては、「3号俸上位」と読み替えるものとする。

- 2 前項によるもののほか、良好な成績で勤務したときは、平成20年1月1日に、2号俸（55歳以上の職員においては、1号俸）昇給させるものとする。
- 3 平成20年4月1日から平成22年7月1日までの間においては、別表第5に替えて附則別表第1を、別表第6に替えて附則別表第2を、別表第7に替えて附則別表第3を適用するものとする。

附則別表第1 平成20年4月1日から平成22年7月1日までの間の職員（附則別表第2及び第3の職員を除く。）の昇給号俸数表（附則第2条関係）

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給号俸数	7以上	5	3	1	0

附則別表第2 平成20年4月1日から平成22年7月1日までの間のユニット長（附則別表第3の職員を除く。）の昇給号俸数表（附則第2条関係）

--	--	--	--	--	--

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給号俸数	7以上	5	3	1	0

附則別表第3 平成20年4月1日から平成22年7月1日までの間の55歳以上の職員の昇給号俸数表（附則第2条関係）

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給号俸数	3以上	2	1	0	0

（職責手当にかかる経過措置）

第3条 第19条第1項の規定により職責手当が支給される職員のうち、同条第2項の規定による職責手当が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該職責手当のほか、当該職責手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を職責手当として支給する。

- 一 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
- 二 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
- 三 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
- 四 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

2 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- 一 施行日の前日にこの規程に基づく職責手当の支給を受けていた職員 同日にその者が受けていた職責手当（改正附則（平成21年12月4日）第1条に定める適用日において、同附則第4条に規定する減額改定対象職員等にあつては、当該職責手当に100分の99.59を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に、同附則第4条に規定する減額改定対象職員等以外の職員にあつては、当該俸給月額に100分の99.83を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。))
- 二 施行日以後に人事交流その他により採用した職員その他特別の事情があると認められる職員 他の職員との均衡を考慮して前号に準じて定める額

（地域手当にかかる経過措置）

第4条 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの期間における地域手当の月額額は、第23条第2項の規定にかかわらず、俸給、職責手当及び扶養手当の月額額の合計額に100分の6を乗じて得た額とする。

改正附則（平成19年12月3日）

（施行期日）

第1条 この規程は、改正の日から施行し、改正後の独立行政法人国立環境研究所職員給与規程の規定は、平成19年4月1日から適用する。

（地域手当にかかる経過措置）

第2条 改正附則（平成19年3月31日）第4条は廃止とする。

第3条 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの期間における地域手当の月額

は、第 23 条第 2 項の規定にかかわらず、俸給、職責手当及び扶養手当の月額合計額に 100 分の 6.5 を乗じて得た額とする。

第 4 条 平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの期間における地域手当の月額は、第 23 条第 2 項の規定にかかわらず、俸給、職責手当及び扶養手当の月額合計額に 100 分の 8 を乗じて得た額とする。

改正附則（平成 20 年 11 月 12 日）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、改正の日から施行し、改正後の独立行政法人国立環境研究所職員給与規程の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

改正附則（平成 21 年 3 月 11 日）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

（地域手当にかかる経過措置）

第 2 条 改正附則(平成 19 年 12 月 3 日)第 3 条及び第 4 条は廃止とする。

第 3 条 平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの期間における地域手当の月額は、第 23 条第 2 項の規定にかかわらず、俸給、職責手当及び扶養手当の月額合計額に 100 分の 10 を乗じて得た額とする。

改正附則（平成 21 年 6 月 16 日）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、改正の日から施行し、平成 21 年 6 月 1 日から適用する。

改正附則（平成 21 年 12 月 4 日）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、改正の日から施行し、平成 21 年 12 月 1 日から適用する。

（附則及び改正附則の改正）

第 2 条 （削除）

第 3 条 （削除）

（平成 21 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置）

第 4 条 平成 21 年 12 月に支給する期末手当の額は、改正後の第 52 条第 2 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（特定職員にあっては改正後の第 52 条第 2 項の規定にかかわらず、期末手当基礎額に 100 分の 125 を乗じて得た額。以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成 21 年 4 月 1 日（同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に職員等以外の者又は職員等であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給欄、職務の級欄、号俸欄に掲げるものである者からこれらの職員等以外の職員等（以下この項において「減額改定対象職員等」という。）となった者）にあっては、その減額改

定対象職員等となった日)において減額改定対象職員等が受けるべき俸給、職責手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、研究手当、住居手当及び単身赴任手当(第45条第1項に規定する加算額を除く。)の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から11月までの月数(職員等として在職しなかった期間、職員人事規程第21条第1項の規定により休職にされていた期間及び育児休業、介護休業規程第4条又は第11条の2の規定により育児休業又は育児短時間勤務をしていた期間の属する月を除く。)を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
職員俸給表	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
任期付職員俸給表 (研究テーマ型任期付研究員)		1号俸から5号俸まで
任期付職員俸給表 (特定業務任期付職員)		1号俸
N I E S特別研究員俸給表		1号俸から5号俸まで

二 平成21年6月1日において減額改定対象職員等であった者に同月に支給された期末手当及び業績手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

改正附則(平成22年4月12日)

(施行期日)

第1条 この規程は、改正の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

改正附則(平成22年12月3日)

(施行期日)

第1条 この規程は、改正の日から施行し、平成22年12月1日から適用する。

(55歳を超える職員の減額措置)

第2条 平成30年3月31日までの間、職員(次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、職種欄に掲げる職員であって、かつ、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下「特別調整職員」という。)に対する俸給の支給に当たっては、当該特別調整職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特別調整職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特別調整職員となった場合にあっては、特別調整職員となった日)以後、当該特別調整職員の俸給の月額から、当該特別調整職員の俸給の月額に100分の1.5を乗じて得た額(当該特別調整職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特別調整職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額に達しない場合にあっては、当該特別調整職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額から当該特別調整職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額を減じた額を除く)を減ずる。

俸給表	職種	職務の級
職員俸給表	研究系職員	5級
	研究系職員以外の職員	4級

2 第1項の規定により給与が減額されて支給される職員の職責手当は、第19条の規定にかかわらず、同条の規定による額に100分の98.5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

3 第1項の規定により給与が減額されて支給される職員の俸給及び職責手当を算出の基礎とする手当等の算出に当たっては、第1項及び第2項の規定による額を用いるものとする。

- 4 平成 22 年 4 月 1 日前に 55 歳に達した職員に対する第 1 項の規定の適用については、同項中「当該特別調整職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日」とあるのは「国立環境研究所職員給与規程（平成 22 年 12 月 3 日 一部改正）の施行の日」と、「55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後」とあるのは「同日後」とする。

（附則及び改正附則の改正）

第 3 条 （削除）

第 4 条 （削除）

（平成 22 年 12 月に支給する期末手当及び業績手当に関する特例措置）

第 5 条 平成 22 年 12 月に支給する期末手当の額は、改正後の第 52 条第 2 項の規定にかかわらず、期末手当基礎額に 100 分の 135 を乗じて得た額（特定職員にあっては 100 分の 115、任期付職員等にあっては 100 分の 150 を乗じて得た額。以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- 一 平成 22 年 4 月 1 日（同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に職員等以外の者又は職員等であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給欄、職務の級欄、号俸欄に掲げるものである者からこれらの職員等以外の職員等（以下この項において「減額改定対象職員等」という。）となった者）にあっては、その減額改定対象職員等となった日）において減額改定対象職員等が受けるべき俸給、職責手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、研究手当、住居手当及び単身赴任手当（第 45 条第 1 項に規定する加算額を除く。）の月額合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額に、同月から 11 月までの月数（職員等として在職しなかった期間、職員人事規程第 21 条第 1 項の規定により休職にされていた期間及び育児休業、介護休業規程第 4 条又は第 11 条の 2 の規定により育児休業又は育児短時間勤務をしていた期間の属する月を除く。）を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
職員俸給表	1 級	1 号俸から 96 号俸まで
	2 級	1 号俸から 72 号俸まで
	3 級	1 号俸から 40 号俸まで
	4 級	1 号俸から 24 号俸まで
	5 級	1 号俸から 4 号俸まで
任期付職員俸給表 （研究テーマ型任期付研究員）		1 号俸から 5 号俸まで
N I E S 特別研究員俸給表		1 号俸から 5 号俸まで

- 二 平成 22 年 6 月 1 日において減額改定対象職員等であった者に同月に支給された期末手当及び業績手当の合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額

（平成 23 年 4 月 1 日における号俸の調整）

第 6 条 平成 23 年 4 月 1 日において 43 歳に満たない職員のうち、平成 21 年度において第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があると理事長が認める職員の平成 23 年 4 月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸上位の号俸とする。

改正附則（平成 23 年 3 月 31 日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

改正附則（平成24年3月30日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

（附則及び改正附則の改正）

第2条 （削除）

（臨時特例）

第3条 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、俸給月額（附則第5条の規定による俸給を含み、当該職員が第64条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条の規定により半額を減ぜられた俸給月額（附則第5条の規定による俸給を含む。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、次の表の上欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は号俸の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表	職務の級又は号俸	支給減額率
職員俸給表	2級以下	100分の4.77
	3級及び4級	100分の7.77
	5級以上	100分の9.77
任期付職員俸給表 招へい型任期付研究員	1号俸から3号俸	100分の7.77
	4号俸以上	100分の9.77
任期付職員俸給表 研究テーマ型任期付研究員	全ての号俸	100分の7.77
任期付職員俸給表 特定業務任期付職員	1号俸から4号俸	100分の7.77
	5号俸以上	100分の9.77
特任研究員俸給表	全ての号俸	100分の7.77

2 特例期間においては、次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- 一 職責手当 当該職員の職責手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- 二 地域手当 当該職員の俸給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の職責手当に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- 三 研究手当 当該職員の俸給月額に対する研究手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の職責手当に対する研究手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- 四 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- 五 業績手当 当該職員が受けるべき業績手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- 六 第59条第1項から第5項までの規定により支給される休職者等の給与 当該職員に適用される次のイからニまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからニまでに定める額
 - イ 第59条第1項 第1項及び前各号に定める額
 - ロ 第59条第2項 第1項及び第二号から第四号に定める額に100分の80を乗じ

て得た額

- ハ 第 59 条第 3 項 第 1 項並びに第二号及び第三号に定める額に、同条第 3 項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ニ 第 59 条第 4 項及び第 5 項 第 1 項及び第二号から第四号に定める額に、同条第 4 項又は第 5 項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ホ 第 59 条第 6 項 理事長が別に定める給与に基づき、第 1 項及び前各号に定める額に準じた額
- 3 特例期間においては、第 51 条、第 58 条及び第 61 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、第 10 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額、職責手当並びにこれに対する地域手当、研究手当の月額合計額を平均所定勤務時間数で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする
- 4 特例期間においては、第 57 条第 2 項の「俸給月額」とあるのは、「俸給月額から、俸給月額に改正附則（平成 24 年 3 月 30 日）第 3 条第 1 項の表に掲げる任期付職員又は特任研究員の区分に応じ定める支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額」とする。
- 5 特例期間においては、改正附則（平成 22 年 12 月 3 日）第 2 条の規定の適用を受ける職員に対する第 1 項、第 2 項各号、及び第 3 項の規定の適用については、第 1 項中「俸給月額に」とあるのは「俸給月額から改正附則（平成 22 年 12 月 3 日）第 2 条第 1 項に定める額に相当する額を減じた額に」と、第 2 項第一号中「職責手当の月額」を「改正附則（平成 22 年 12 月 3 日）第 2 条第 1 項の規定による職責手当の月額」と、同項第二号中「俸給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「改正附則（平成 22 年 12 月 3 日）第 2 条第 3 項の規定による俸給月額に対する地域手当の月額」と、「当該職員の職責手当に対する地域手当の月額」を「当該職員の改正附則（平成 22 年 12 月 3 日）第 2 条第 3 項の規定による職責手当に対する地域手当の月額」と、同項第三号中「俸給月額に対する研究手当の月額」とあるのは「改正附則（平成 22 年 12 月 3 日）第 2 条第 3 項の規定による俸給月額に対する研究手当の月額」と、「当該職員の職責手当に対する研究手当の月額」を「当該職員の改正附則（平成 22 年 12 月 3 日）第 2 条第 3 項の規定による職責手当に対する研究手当の月額」と、同項第四号中「期末手当の額」とあるのは「改正附則（平成 22 年 12 月 3 日）第 2 条第 3 項の規定による期末手当の額」と、同項第五号中「業績手当の額」とあるのは「改正附則（平成 22 年 12 月 3 日）第 2 条第 3 項の規定による業績手当の額」と、同項第六号イ及びホ中「第 1 項及び前各号」とあるのは「第 5 項により読み替えられた第 1 項及び前各号」と、同号ロ及びニ中「第 1 項及び第二号から第四号」とあるのは「第 5 項により読み替えられた第 1 項及び第二号から第四号」と、同号ハ中「第 1 項並びに第二号及び第三号」とあるのは「第 5 項により読み替えられた第 1 項並びに第二号及び第三号」とし、第 3 項中「同条の規定により算出した給与額から、」の下に「改正附則（平成 22 年 12 月 3 日）第 2 条の規程により俸給月額、職責手当並びにこれに対する地域手当、研究手当から減ぜられる額の合計額を平均所定勤務時間数で除した額に相当する額及び」を、「平均所定勤務時間数で除して得た額」の下に「改正附則（平成 22 年 12 月 3 日）第 2 条の規程により俸給月額、職責手当並びにこれに対する地域手当、研究手当から減ぜられる額の合計額を平均所定勤務時間数で除した額を差し引いた額」を加える。
- 6 特例期間においては、第 62 条第 1 項中「第 10 条」とあるのは、「改正附則（平成 24 年 3 月 30 日）第 3 条第 3 項」（同条第 5 項で読み替えて適用する場合を含む。）とする。
- 7 前各号の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（平成 24 年 6 月に支給する期末手当及び業績手当に関する特例措置）

- 第 4 条** 平成 24 年 6 月に支給する期末手当の額は、第 52 条第 2 項から第 5 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末

手当は、支給しない。

- 一 平成 23 年 4 月 1 日（同月 2 日から平成 24 年 4 月 1 日までの間に職員等以外の者又は職員等であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給欄、職務の級欄、号俸欄に掲げるものである者からこれらの職員等以外の職員等（以下この項において「減額改定対象職員等」という。）となった者）にあつては、その減額改定対象職員等となった日）において減額改定対象職員等が受けるべき俸給、職責手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、研究手当、住居手当及び単身赴任手当（第 45 条第 1 項に規定する加算額を除く。）の月額（改正附則（平成 22 年 12 月 3 日）第 2 条の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、同条の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額）の合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額に、同月から平成 24 年 3 月までの月数（職員等として在職しなかった期間、職員人事規程第 21 条第 1 項の規定により休職にされていた期間及び育児休業、介護休業規程第 4 条又は第 11 条の 2 の規定により育児休業又は育児短時間勤務をしていた期間の属する月を除く。）を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
職員俸給表	1 級	1 号俸から 108 号俸まで
	2 級	1 号俸から 84 号俸まで
	3 級	1 号俸から 52 号俸まで
	4 級	1 号俸から 36 号俸まで
	5 級	1 号俸から 16 号俸まで
任期付職員俸給表	研究テーマ型任期付研究員	1 号俸から 5 号俸まで
	特定業務任期付職員	1 号俸から 3 号俸まで
特任研究員俸給表		1 号俸から 5 号俸まで

- 二 平成 23 年 6 月 1 日において減額改定対象職員等であつた者に同月に支給された期末手当及び業績手当の合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額並びに平成 23 年 12 月 1 日において減額改定対象職員等であつた者に同月に支給された期末手当及び業績手当の合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額

（平成 24 年 4 月 1 日、平成 25 年 4 月 1 日及び平成 26 年 4 月 1 日における号俸の調整）
第 5 条 平成 24 年 4 月 1 日において 36 歳に満たない職員のうち、当該職員の平成 18 年度、平成 19 年度、平成 20 年度において第 17 条第 1 項又は第 2 条の規定による昇給その他の状況（以下この条において「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして理事長が認める職員の平成 24 年 4 月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸（平成 24 年 4 月 1 日において 30 歳に満たない職員のうち特に調整の必要があるものとして理事長が認める職員にあつては 2 号俸）上位の号俸とする。

- 2 平成 25 年 4 月 1 日において 31 歳以上 39 歳未満の職員のうち、当該職員の調整考慮事項を考慮して調整の必要があるものとして理事長が認める職員の平成 25 年 4 月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸上位の号俸とする。
- 3 平成 26 年 4 月 1 日において 45 歳未満の職員のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成 24 年 4 月 1 日及び平成 25 年 4 月 1 日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が認める職員の平成 26 年 4 月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸上位の号俸とする。

改正附則（平成 25 年 1 月 11 日）

（施行期日）

- 第 1 条** この規程は、改正の日から施行し、平成 25 年 1 月 1 日から適用する。

改正附則（平成 25 年 3 月 8 日）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

改正附則（平成25年11 月1日）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

改正附則（平成 26 年 1 月 10 日）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

改正附則（平成26年3月14日）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

改正附則（平成26年12月5日）

（施行期日）

第 1 条 改正の日から施行し、改正後の独立行政法人国立環境研究所職員給与規程の規定は、改正後の別表第 4 を除き、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

（平成 27 年 3 月 31 日までの間における昇給に関する特例）

第 2 条 平成 27 年 3 月 31 日までの間においては、別表第 5 に替えて附則別表第 1 を、別表第 6 に替えて附則別表第 2 を、別表第 7 に替えて附則別表第 3 を適用するものとする。
附則別表第 1 平成 27 年 3 月 31 日までの間の職員（附則別表第 2 及び附則別表第 3 の職員を除く。）の昇給号俸数表（附則第 2 条関係）

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給号俸数	7 以上	5	3	1	0

附則別表第 2 平成 27 年 3 月 31 日までの間のユニット長（附則別表第 3 の職員を除く。）の昇給号俸数表（附則第 2 条関係）

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給号俸数	7 以上	5	2	1	0

附則別表第 3 平成 27 年 3 月 31 日までの間の 55 歳以上の職員の昇給号俸数表（附則第 2 条関係）

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給号俸数	1以上	0	0	0	0

改正附則（平成27年3月13日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（号俸の切替えに伴う経過措置）

第2条 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員等で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるもの（次の各号に掲げる職員等を除く。）には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（改正附則（平成22年12月3日）第2条における特別調整職員にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特別調整職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特別調整職員となった場合にあっては、特別調整職員となった日）以後、当該額に百分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。

- 一 切替日以降に第16条の規定により降格した職員
- 二 切替日前に第63条の表に掲げる休職等の期間がある職員等であって、切替日以降に当該休職等の期間を含む期間に係る復職時の調整をされたもの。
- 三 切替日以降に、育児休業、介護休業規程第11条の2の規定により育児短時間勤務を開始し、又は終了した職員等

第3条 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員等のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の二以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員等（次項において「複数事由該当職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける俸給月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（改正附則（平成22年12月3日）第2条における特別調整職員にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特別調整職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特別調整職員となった場合にあっては、特別調整職員となった日）以後、当該額に百分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。

- 一 俸給表の適用を異にする異動をした場合 切替日の前日に当該異動があったものとした場合に同日において受けることとなる俸給月額に相当する額
- 二 降格をした場合 切替日の前日においてその者が受けていた俸給月額に相当する額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸に対応する俸給月額に相当する額と当該降格後に受けることとなる号俸に対応する俸給月額との差額に相当する額（降格を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）を減じた額
- 三 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合 切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる俸給月額に相当する額
- 四 育児短時間勤務を開始し、又は終了した場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定

める額

イ 育児短時間勤務をしている職員等 改正前の給与規程俸給表に掲げる俸給月額のうち、切替日の前日にその者が受けていた号俸に応じた額に31分の16を乗じて得た額

ロ 育児短時間勤務を終了した職員（イに掲げる職員を除く。） 切替前俸給表による俸給月額

- 2 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員のうち、複数事由該当職員であって、その者の受ける俸給月額が理事長が定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（特別調整職員にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。

第4条 切替日以降に人事交流その他により研究所に採用され、新たにこの規程による俸給表の適用を受けることとなった職員等（人事交流その他により研究所に採用された日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員等を除く。「以下人事交流等職員」という。）であって、その者の受ける俸給月額がその者が切替日の前日に人事交流その他により採用されたものとした場合に同日において受けることとなる俸給月額に相当する額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（特別調整職員にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。

- 2 人事交流等職員であって、当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き俸給表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる俸給の額に相当する額を、俸給として支給する。

第5条 第2条から第4条の規定により俸給を支給される職員等に係るこの規程の第5条第1項、第6条第1項から第4項まで、第10条、第23条第2項から第4項まで、第24条第2項、第52条第3項から第5項、第56条第3項、第59条第2項から第5項及び第7項、第61条、第64条第1項及び第3項から第5項まで、改正附則（平成27年3月13日）第3条第1項及び第2項の規定においては、「俸給」を「俸給に改正附則（平成27年3月13日）第2条から第4条に規定する差額に相当する額を加算した額」と読み替えて適用する。

- 2 第1項から第3項の規定により俸給を支給される職員等に係るこの規程の第57条第2項の規定においては、「俸給月額」を「俸給月額に改正附則（平成27年3月13日）第2条から第4条に規定する差額に相当する額を加算した額」と読み替えて適用する。

（平成30年3月31日までの間における地域手当に関する特例）

第6条 地域手当の月額は、第23条第2項の規定にかかわらず、俸給、職責手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の13を乗じて得た額とする。

（地域手当に関する経過措置）

第7条 この改正の施行の際現に第23条第4項の規定の適用を受けている職員等に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給及び切替日の前日において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成26年法律第105号）第2条の規定による改正前の給与法第11条の3の規定の適用を受けている職員等が切替日に研究所に採用された場合における当該職員等に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する同項の規定の適用については、同項中「同法で定める支給割合」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成26年法律第105号）第2条の規定による改正前の第11条の3第2項各号に定める割合」とする。

（平成30年3月31日までの間における単身赴任手当に関する特例）

第 8 条 単身赴任手当の月額は、第 45 条第 1 項の規定にかかわらず、26,000 円とする。

改正附則（平成 28 年 2 月 1 日）

（施行期日）

第 1 条 改正の日から施行し、改正後の国立研究開発法人国立環境研究所職員給与規程の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

（平成 28 年 3 月 31 日までの間における地域手当に関する特例）

第 2 条 改正附則（平成 27 年 3 月 13 日）第 6 条は廃止する。

2 地域手当の月額は、第 23 条第 2 項の規定にかかわらず、俸給、職責手当及び扶養手当の月額の合計額に 100 分の 15 を乗じて得た額とする。

改正附則（平成 28 年 3 月 31 日）

（施行期日）

第 1 条 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（平成 30 年 3 月 31 日までの間における単身赴任手当に関する特例）

第 2 条 改正附則（平成 27 年 3 月 13 日）第 8 条は廃止する。

改正附則（平成 28 年 12 月 1 日）

（施行期日）

第 1 条 改正の日から施行し、改正後の国立研究開発法人国立環境研究所職員給与規程の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

改正附則（平成 28 年 12 月 26 日）

（施行期日）

第 1 条 改正の日から施行し、改正後の国立研究開発法人国立環境研究所職員給与規程の規定は、平成 29 年 1 月 1 日から適用する。

改正附則（平成 29 年 3 月 23 日）

（施行期日）

第 1 条 改正の日から施行し、改正後の国立研究開発法人国立環境研究所職員給与規程の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

（平成 32 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する特例）

第 2 条 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は、第 21 条第 1 項ただし書及び第 22 条第 8 項第 3 号から第 6 号までの規定は適用せず、第 21 条第 4 項の規定については、同項中「6,500 円（職務の級が 5 級である職員にあっては 3,500 円）」とあるのは、第 21 条第 2 項第 1 号に該当する扶養親族については「10,000 円」、同項第 3 号から第 5 号までのいずれかに該当する扶養親族については「6,500 円」、同項中「10,000 円」とあるのは「8,000 円（職員に配偶者が不在の場合にあっては、第 21 条第 2 項第 2 号に該当する扶養親族については 10,000 円、同項第 3 号から第 5 号までのいずれかに該当する扶養親族については 9,000 円）」とする。

第 3 条 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間は、第 21 条第 1 項ただし書及び第 22 条第 8 項第 3 号から第 6 号までの規定は適用せず、第 21 条第 4 項の規定に

については、同項中「6,500円（職務の級が5級である職員にあっては3,500円）」とあるのは「6,500円」とする。

第4条 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第21条第1項ただし書及び第22条第8項第3号及び第5号の規定は適用せず、同項中「5級の」とあるのは「5級以上の」と、第21条第4項の規定については、同項中「6,500円（職務の級が5級である職員にあっては3,500円）」とあるのは「6,500円（職務の級が5级以上である職員にあっては3,500円）」とする。

改正附則（平成29年12月8日）

（施行期日）

第1条 改正の日から施行し、改正後の国立研究開発法人国立環境研究所職員給与規程の規定は、改正後の第52条を除き、平成29年4月1日から適用する。

（平成29年12月における期末手当に関する特例）

第2条 平成29年12月における第52条第2項の規定については、同項中「165」とあるのは、「167.5」とする。

（平成30年4月1日における号俸の調整）

第3条 平成30年4月1日において37歳に満たない職員のうち、当該職員の平成26年度において第17条第2項の規定による昇給その他の状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が認める職員の平成30年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

改正附則（平成30年3月15日）

（施行期日）

第1条 改正の日から施行し、改正後の国立研究開発法人国立環境研究所職員給与規程の規定は、平成30年4月1日から適用する。

改正附則（平成30年11月9日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成30年12月1日から施行する。

改正附則（平成30年11月16日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

改正附則（平成31年1月30日）

（施行期日）

第1条 改正の日から施行し、改正後の国立研究開発法人国立環境研究所給与規程の規定は、改正後の第52条を除き、平成30年4月1日から適用する。

（平成30年12月における期末手当の特例）

第2条 平成30年12月における第52条第2項の規定については、同項中「167.5」とあるのは、「170」とする。

改正附則（平成 31 年 3 月 26 日）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

改正附則（令和元年 6 月 25 日）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

改正附則（令和元年 12 月 12 日）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

改正附則（令和 2 年 1 月 27 日）

（施行期日）

第 1 条 改正後の国立研究開発法人国立環境研究所給与規程の規定は、改正後の第 25 条及び第 26 条並びに第 52 条を除き、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

2 第 25 条及び第 26 条並びに第 52 条は令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

（昇格に関する経過措置）

第 2 条 平成 31 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間に昇格した職員のうち、改正後の号俸法対応表による号俸が、改正前の号俸対応表による号俸に達しない職員の昇格時の号俸については、改正前の号俸対応表による号俸とする。

2 施行日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に昇格した職員のうち、第 1 項との均衡上必要があると認められる職員の昇格時の号俸については、改正前の号俸対応表による号俸とすることができるものとする。

（住居手当に関する経過措置）

第 3 条 施行日の前日において、改正前の第 26 条の規定により支給されていた住居手当の月額が 2,000 円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、施行日から令和 3 年 3 月 31 日までの間、改正後の第 26 条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で理事長が定める額。第 2 号において「旧手当額」という。）から 2,000 円を控除した額の住居手当を支給する。

一 改正後の第 25 条のいずれにも該当しないこととなる職員

二 旧手当額から改正後の第 26 条の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が 2,000 円を超えることとなる職員

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（令和元年 12 月における期末手当の特例）

第 4 条 令和元年 12 月における第 52 条第 2 項の規定については、同項中「170」とあるのは「172.5」とする。

改正附則（令和 2 年 12 月 9 日）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（令和 2 年 12 月における期末手当の特例）

第 2 条 令和 2 年 12 月における第 52 条第 2 項の規定については、同項中「127.5」とあるのは、「125」とし、「107.5」とあるのは、「105」とし、「167.5」とあるのは、「165」とする。

改正附則（令和 3 年 3 月 24 日）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

改正附則（令和 3 年 6 月 17 日）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、令和 3 年 6 月 17 日から施行する。

別表第1 職員俸給表（第12条第2項関係）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	俸給月額（円）	俸給月額（円）	俸給月額（円）	俸給月額（円）	俸給月額（円）	俸給月額（円）
1			281,800	332,400	388,800	523,300
2			284,200	334,600	391,700	526,400
3			286,600	336,600	394,300	529,500
4			288,900	338,500	397,100	532,600
5	150,800	205,500	291,200	340,300	399,200	535,700
6	152,100	207,800	293,300	342,100	401,900	538,100
7	153,400	210,100	295,300	344,100	404,600	540,500
8	154,700	212,300	297,300	345,900	407,300	542,900
9	155,700	214,400	299,400	347,600	409,800	545,300
10	157,400	216,700	301,900	349,600	412,400	547,000
11	159,000	219,200	304,500	351,700	415,100	548,900
12	160,600	221,500	307,300	353,600	417,900	550,800
13	162,000	223,500	309,400	355,600	420,500	552,500
14	163,900	225,900	311,800	357,500	423,200	553,800
15	165,800	228,300	314,200	359,300	426,000	555,000
16	167,800	230,700	316,900	361,200	428,700	556,000
17	169,500	232,900	319,500	362,900	431,200	557,100
18	171,700	235,700	321,700	364,800	433,800	557,800
19	173,900	238,600	323,700	366,500	436,300	558,400
20	176,000	241,500	325,700	368,500	438,900	559,000
21	178,100	244,000	327,900	370,000	441,400	559,700
22	180,500	246,700	329,600	372,000	444,000	
23	182,800	249,200	331,500	373,700	446,600	
24	185,100	251,900	333,300	375,600	449,100	
25	187,200	254,600	335,200	377,000	451,300	
26	189,400	257,000	337,100	378,700	453,600	
27	191,500	259,300	338,900	380,600	456,100	
28	193,600	261,500	340,700	382,500	458,600	
29	195,700	264,100	342,600	384,200	461,100	
30	197,300	266,300	344,300	386,100	463,600	
31	199,100	268,200	345,800	388,000	466,100	
32	200,800	270,300	347,500	389,900	468,600	
33	202,600	272,000	348,700	391,500	470,900	
34	204,500	274,000	350,100	393,300	473,300	
35	206,400	276,100	351,400	394,900	475,700	
36	208,300	277,900	352,900	396,700	478,200	
37	209,800	279,800	354,100	397,900	480,600	
38	211,700	281,100	355,500	399,400	483,100	
39	213,600	282,300	356,700	400,800	485,500	
40	215,500	283,800	358,100	402,200	488,000	
41	217,300	285,200	358,800	403,600	490,300	
42	219,200	286,000	359,900	404,900	492,500	
43	221,100	287,000	361,100	406,400	494,700	
44	223,000	288,000	362,200	408,000	496,900	

45	224,700	288,700	363,300	409,400	498,600	
46	226,600	289,800	364,500	410,600	500,100	
47	228,400	290,900	365,800	412,200	501,700	
48	230,200	292,000	366,900	413,800	503,200	
49	231,900	293,300	368,000	415,100	504,900	
50	233,700	294,500	369,300	416,500	506,300	
51	235,400	295,500	370,600	418,000	507,700	
52	237,100	296,400	371,900	419,400	509,200	
53	238,500	297,600	372,600	420,800	510,300	
54	240,300	298,600	373,600	422,200	511,500	
55	241,900	299,800	374,500	423,600	512,700	
56	243,500	300,700	375,500	425,000	513,900	
57	244,700	301,500	376,300	426,100	514,800	
58	245,900	302,600	377,100	427,400	515,800	
59	246,900	303,800	377,800	428,800	516,800	
60	247,800	304,900	378,500	430,100	517,800	
61	248,800	305,800	379,100	430,900	518,900	
62	249,900	306,900	379,800	431,800	519,800	
63	250,800	308,000	380,700	432,800	520,500	
64	251,900	309,100	381,600	433,700	521,200	
65	253,100	309,900	382,200	434,600	522,000	
66	254,000	311,000	383,000	435,400	522,800	
67	255,100	311,900	383,800	436,000	523,600	
68	256,000	312,900	384,600	436,800	524,400	
69	256,900	313,900	385,200	437,200	525,100	
70	258,200	314,900	385,900	437,800	525,900	
71	259,500	316,000	386,600	438,300	526,700	
72	260,700	317,100	387,300	438,800	527,500	
73	262,100	317,600	388,000	439,300	528,200	
74	263,500	318,600	388,600			
75	264,700	319,700	389,200			
76	265,700	320,800	389,900			
77	266,800	321,900	390,600			
78	267,900	322,900	391,200			
79	269,100	323,800	391,800			
80	270,000	324,700	392,400			
81	271,200	325,800	393,000			
82	272,500	326,600	393,600			
83	273,800	327,300	394,200			
84	275,000	328,100	394,800			
85	276,100	328,600	395,300			
86	277,200	329,100	395,800			
87	278,500	329,600	396,300			
88	279,700	330,100	397,000			

89	280,500	330,400	397,400			
90	281,700	330,900				
91	282,700	331,400				
92	283,900	331,900				
93	284,800	332,200				
94	285,800	332,600				
95	286,800	333,100				
96	287,800	333,600				
97	288,100	334,100				
98	289,000	334,600				
99	289,700	335,100				
100	290,600	335,600				
101	291,500	336,100				
102	292,200	336,600				
103	292,900	337,100				
104	293,600	337,600				
105	294,300	338,100				
106	294,800	338,500				
107	295,300	339,000				
108	295,800	339,400				
109	296,000	339,900				
110	296,400	340,300				
111	296,700	340,800				
112	297,000	341,200				
113	297,300	341,700				
114	297,600	342,100				
115	297,900	342,600				
116	298,200	343,000				
117	298,500	343,500				
118	298,900	343,900				
119	299,200	344,300				
120	299,600	344,700				
121	299,900	345,100				

別表第2 任期付職員俸給表（第12条第2項関係）

招へい型任期付研究員

号俸	俸給月額(円)
1	516,000
2	596,000
3	693,000
4	791,000
5	889,000
6	987,000

テニユアトラック型任期付研究員

号俸	俸給月額(円)
1	331,000
2	367,000
3	394,000
4	422,000
5	450,000

特定業務任期付職員

号俸	俸給月額(円)
1	277,900
2	295,500
3	308,000
4	317,600
5	328,100
6	375,000
7	387,300
8	397,400
9	422,000
10	472,000
11	533,000
12	608,000
13	710,000
14	830,000

別表第3 (廃止)

別表第4 昇格時号俸対応表 (第15条第2項関係)

昇格した日の前日 に受けていた号俸	昇 格 後 の 号 俸				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	1	1	1
15	1	1	1	1	1
16	1	1	1	1	1
17	1	1	1	1	1
18	1	1	2	1	1
19	1	1	3	1	1
20	1	1	4	1	1
21	1	1	5	1	1
22	1	1	6	2	1
23	1	1	7	3	1
24	1	1	8	4	1
25	1	1	9	5	1
26	2	1	10	6	1
27	3	1	11	7	1
28	4	1	12	8	1
29	5	1	13	9	1
30	6	1	14	10	1
31	7	1	15	11	1
32	8	1	16	12	1
33	9	1	17	13	1
34	10	2	18	14	1
35	11	3	19	15	1
36	12	4	20	16	1
37	13	5	21	17	1
38	14	6	22	17	1
39	15	7	23	18	1
40	16	8	24	18	1
41	17	9	25	19	1
42	18	10	26	19	1
43	19	11	27	20	1

44	20	12	28	20	1
45	21	13	29	21	1
46	21	14	29	21	1
47	22	15	30	22	1
48	22	16	30	22	1
49	23	17	31	23	1
50	23	17	31	23	1
51	24	18	32	24	1
52	24	18	32	24	1
53	25	19	33	25	1
54	26	19	34	25	2
55	27	20	35	26	3
56	28	20	36	26	4
57	29	21	37	26	5
58	29	21	37	26	6
59	29	22	38	27	7
60	30	22	38	27	8
61	30	23	39	27	9
62	30	23	39	28	9
63	31	24	40	28	10
64	31	24	40	28	10
65	31	25	41	29	11
66	32	25	41	29	11
67	32	25	41	29	12
68	32	26	42	30	12
69	33	26	42	30	13
70	33	26	42	30	13
71	34	27	43	31	14
72	34	27	43	31	14
73	35	27	43	31	15
74	35	28	43		
75	36	28	44		
76	36	28	44		
77	37	29	44		
78	37	30	44		
79	38	31	45		
80	38	32	45		
81	39	33	45		
82	39	33	45		
83	40	33	46		
84	40	33	46		
85	41	34	46		
86	42	34	46		
87	43	34	47		
88	44	34	47		
89	45	35	47		

90	45	35			
91	46	35			
92	46	35			
93	47	36			
94	47	36			
95	48	36			
96	48	36			
97	49	37			
98	50	37			
99	51	37			
100	52	38			
101	53	38			
102	54	38			
103	55	39			
104	56	39			
105	57	39			
106	57	39			
107	57	40			
108	58	40			
109	58	40			
110	58	40			
111	59	41			
112	59	41			
113	59	41			
114	60	41			
115	60	41			
116	60	42			
117	61	42			
118	61	42			
119	62	42			
120	62	42			
121	63	43			

別表第 5 職員（別表第 6 及び別表第 7 の職員を除く。）の昇給号俸数表（第 17 条関係）

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給号俸数	8 以上	6	4	2	0

別表第 6 ユニット長（別表第 7 の職員を除く。）の昇給号俸数表（第 17 条関係）

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給号俸数	8 以上	6	3	2	0

別表第 7 55 歳以上の職員の昇給号俸数表（第 17 条関係）

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給号俸数	2 以上	1	0	0	0

別表第 8 職責手当額表（第 19 条関係）

職務の級	第 19 条第 1 項の区分	職責手当額 (円)
6 級	第 1 号職員	139,700
5 級	第 1 号職員	129,300
	第 2 号職員	103,400
	第 3 号職員	90,500
	第 4 号職員	77,600
4 級	第 2 号職員	89,600
	第 3 号職員	78,400
	第 4 号職員	67,200
3 級	第 3 号職員	71,100
	第 4 号職員	60,900

別表第9 初任給調整手当額（第20条第1項関係）

期間の区分	月額(円)
1年未満	50,800
1年以上2年未満	50,800
2年以上3年未満	50,800
3年以上4年未満	50,800
4年以上5年未満	50,800
5年以上6年未満	50,800
6年以上7年未満	49,000
7年以上8年未満	47,200
8年以上9年未満	45,400
9年以上10年未満	43,600
10年以上11年未満	41,800
11年以上12年未満	40,000
12年以上13年未満	38,200
13年以上14年未満	36,400
14年以上15年未満	35,000
15年以上16年未満	33,600
16年以上17年未満	32,200
17年以上18年未満	30,800
18年以上19年未満	29,400
19年以上20年未満	28,000
20年以上21年未満	26,600
21年以上22年未満	26,000
22年以上23年未満	25,400
23年以上24年未満	24,400
24年以上25年未満	23,800
25年以上26年未満	23,200
26年以上27年未満	22,600
27年以上28年未満	22,000
28年以上29年未満	21,200
29年以上30年未満	20,900
30年以上31年未満	20,500
31年以上32年未満	19,900
32年以上33年未満	19,000
33年以上34年未満	18,100
34年以上35年未満	17,400